

高槻市文化財年報

平成6年度

I	埋蔵文化財の調査	1
1.	平成6年度の調査	
2.	調査の概要	
	宮之川原遺跡の調査	橋本 久和 高橋 公一
	掛塚古墳の調査	木曾 広
	土保山古墳の調査	川端 博明
II	文化財保護啓発事業	16
III	史跡の整備・公開	18
1.	史跡新池埴輪製作遺跡の整備	
2.	史跡嶋上郡衙跡附寺跡の仮整備	
IV	資料紹介	22
	今城塚古墳の中世城郭	橋本 久和
	芥川山城跡の構造について	中井 均
	安満磐手杜神社の馬祭り調査概要	高谷 重夫
V	付論	1
	郡家新町・素盞鳴尊神社文書(一)	
	某江戸下り日記残闕	富井 康夫

1996年2月

高槻市教育委員会

高槻市文化財年報

平成6年度

I 埋蔵文化財の調査

1. 平成6年度の発掘調査状況

平成6年度における土木工事等にもなう埋蔵文化財発掘調査届出・通知件数は繰り越し分を含めて85件で、前年度とほぼ同数である。調査件数は72件で前年度の102件から大幅に減少している。

届出別にみると、「個人住宅の増改築」が30件、道路・水路改修・下水道整備は15件で前年度とほぼ同じ割合である。次いで「共同住宅」が10件で増加傾向にあるが、駐車場・倉庫等は3件と大幅に減少しているまた、造成工事等も2件と依然少ない(表1)。

遺跡別にみると、嶋上郡衙跡が圧倒的に多く、ついで高槻城跡・安満遺跡・大蔵司遺跡の順になっている(表2)。これら4遺跡は住宅密集地であるが、周囲にはまだ農地が残り、共同住宅など、農地の転用がめだっている。なお、平成6年度に実施した調査の概略については一覧表にまとめた(表3・図1)。

表1. 平成6年度 届出別調査件数

個人住宅	共同住宅	駐車場・倉庫等	造成工事等	道路・水路改修	上下水道整備	その他	計
30	10	3	2	5	10	12	72

表2. 平成6年度 遺跡別調査件数

遺跡名	件数	遺跡名	件数	遺跡名	件数
嶋上郡衙跡	38	津之江南遺跡	1	芥川遺跡	2
今城遺跡	1	弁天山古墳群	1	安満遺跡	5
郡家車塚古墳	1	郡家本町遺跡	2	高槻城跡	7
氷室遺跡	1	宮之川原遺跡	1	天川遺跡	3
二子山古墳	1	大蔵司遺跡	4	神内遺跡	1
郡家今城遺跡	2	芥川遺跡	1	合計	72

No.	遺跡名(地区)	所在地	届出者	用途	面積(m ²)	担当	調査期間	備考
1	嶋上郡衙跡 39-I	清福寺町919-21	佐々木 武人	個人住宅建設	52.59	高橋	6.3.31	包含層確認
2	11-C・D・G・H・K・L	郡家本町544-1	高槻市長	テニスコート建設	4,686.22	宮崎	6.4.18~6.17	嶋上遺跡群19に掲載
3	18-G	清福寺町820-1	尾下千明・加代子	個人住宅建設	44.84	中村	6.4.27	嶋上遺跡群19に掲載
4	43-C	郡家新町399-1・2	土戸 隆	共同住宅建設	600	木曾	6.5.9~5.12	遺構・遺物なし
5	43-C	郡家新町399-1	土戸 隆	個人住宅建設	335	木曾	6.5.9~5.12	遺構・遺物なし
6	67-F	川西町1丁目1088-8	藪内 順治	個人住宅建設	68.25	高橋	6.5.17	嶋上遺跡群19に掲載
7	49-B	川西町1丁目926-7	吉田久斗・加代子	個人住宅建設	62.92	高橋	6.5.23	嶋上遺跡群19に掲載
8		郡家本町913-1 他	高橋市長	水路改修	31.8	木曾	6.5.23~5.30	遺構・遺物なし
9	56-M	川西町1丁目976-6	長谷川 春吉	個人住宅建設	98.58	木曾	6.6.3	遺構・遺物なし
10	24-P	郡家新町1137	素盞鳴尊神社	社殿改築	9.98	中村	6.6.8~7.4.7	瓦検出
11	57-K	川西町1丁目1092-7	井元 稔	個人住宅建設	77.64	中村	6.6.13	遺構・遺物なし
12	42-B	郡家新町495 他	辻本民歳	共同住宅建設	1,450	木曾	6.6.15~7.20	本書に掲載
13	5-D	清福寺町759の一部	武井 美佐雄	個人住宅建設	245.32	中村	6.6.17	柱穴・土器検出
14	42-A	郡家新町494-3	松本 知治	個人住宅建設	328	高橋	6.6.30	嶋上遺跡群19に掲載
15	48-E	川西町1丁目953-14	山本 重人	個人住宅建設	49.11	宮崎	6.7.11	遺構・遺物なし
16	75-N	郡家新町163-26	仁井内 治徳	個人住宅建設	105.28	宮崎	6.7.18~7.22	遺構・遺物なし
17	29-J	清福寺町829-9	新庄 武雄	個人住宅建設	58.87	中村	6.7.26	遺構・遺物なし
18	67-J	川西町1丁目1088-11	辻 政則	個人住宅建設	66.91	木曾	6.7.29	嶋上遺跡群19に掲載
19	73-D・H・L・P他	郡家新町地内	高槻市長	下水道建設	262	宮崎	6.8.22~12.6	遺構・遺物なし
20	75-J・N・K・O	郡家新町地内	高槻市長	下水道建設	423.9	宮崎	6.8.22~3.31	遺構・遺物なし
21	53-F・J・N・O・P	郡家新町地内	高槻市長	下水道建設	477	宮崎	6.8.22~7.1.31	遺構・遺物なし
22	57-H・58-A・D	川西町1丁目地内	高槻市長	下水道建設	226.6	宮崎	6.8.22~12.12	遺構・遺物なし
23	17-K・O、18-O	清福寺町地内	高槻市長	下水道建設	243.8	宮崎	6.9.5~12.28	包含層確認
24	42-C	郡家新町498	辻本民歳	駐車場造成	690	木曾	6.6.6~9.12	本書に掲載
25	75-M	郡家新町163-13	川井 秋男	個人住宅建設	92.66	木曾	6.9.12	嶋上遺跡群19に掲載
26	55-J・N	郡家新町246	関西産業(株)	分譲住宅	1,030.08	宮崎	6.9.21~10.15	掘立柱建物・土馬
27	28-M	清福寺町894-4	清水 康夫	共同住宅建設	338.22	高橋	6.10.3	包含層確認
28	76-J	川西町1丁目1025-3	並河 金男	共同住宅建設	486	木曾	6.10.11	遺構・遺物なし
29	75-K	郡家新町163-47	児玉 省三	個人住宅建設	55.17	木曾	6.10.25	嶋上遺跡群19に掲載
30	74-K	郡家新町156-35	遠矢 淳一	個人住宅建設	53.50	木曾	6.11.4	嶋上遺跡群19に掲載
31	18-J	清福寺町813・815の一部	太田 真博	個人住宅建設	162.46	高橋	6.11.16	小溝・包含層確認
32		今城町164-22・76	矢田 清春	個人住宅建設	115.84	木曾	6.11.24	遺構・遺物なし
33	26-N	清福寺町908	(株)北斗建設	露天資材置場	330	高橋	6.12.1~7.1.24	遺構面に達せず
34	75-H	郡家新町156-18	笹原 五孝	個人住宅建設	44.99	木曾	6.12.2	遺構・遺物なし
35	17-L 他	清福寺町859・860 他	高槻市長	下水接続	5	高橋	7.1.9~1.10	包含層確認
36	36-H・L・P	清福寺町988-1	高槻市長	史跡段階整備	7,267	高橋	7.1.10~2.28	遺構面に達せず

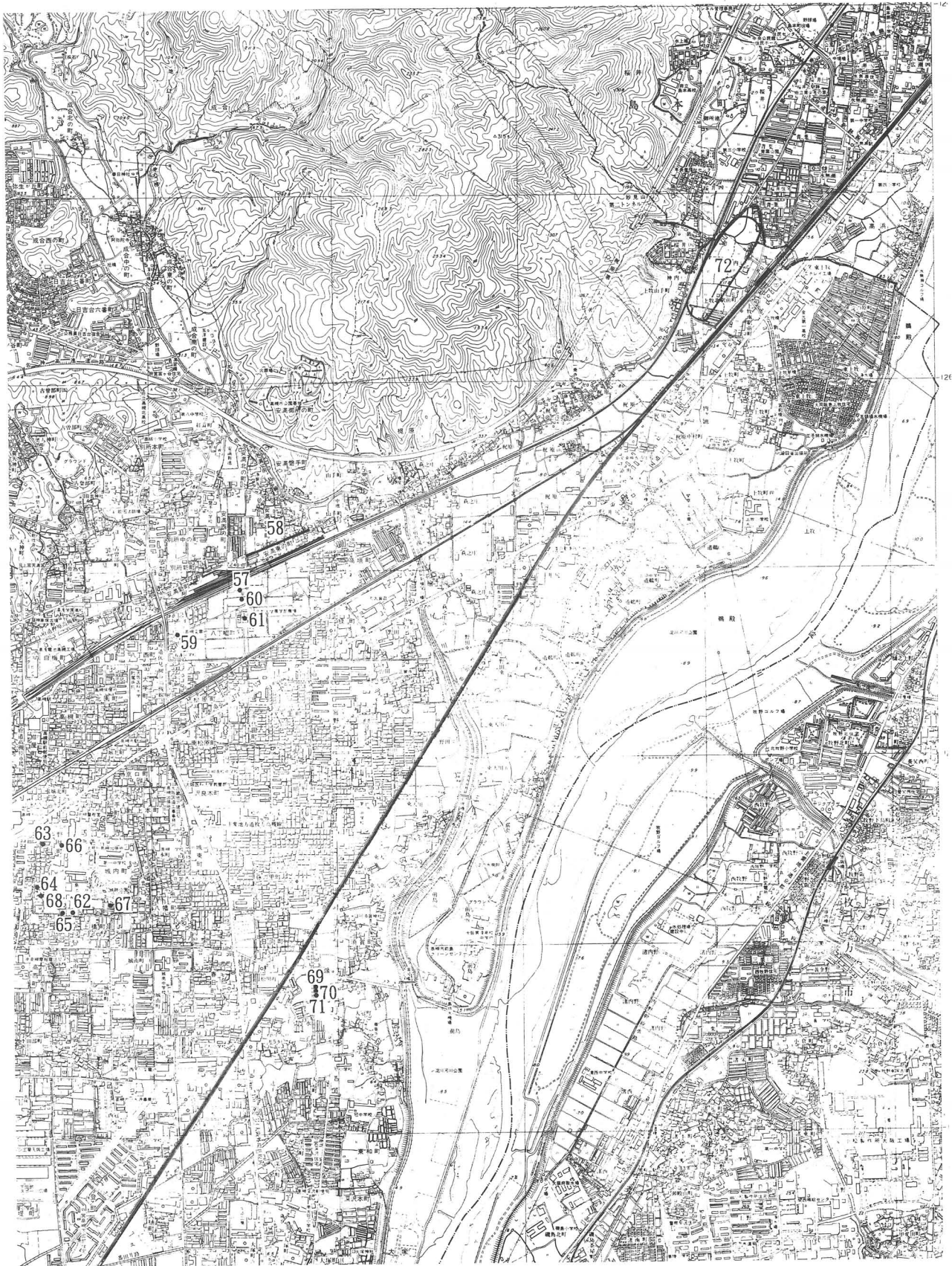
表3. 平成6年度調査一覧(1)

No.	遺跡名(地区)	所在地	届出者	用途	面積(m ²)	担当	調査期間	備考
37	3-K	郡家本町739-2	大宅和雄	個人住宅建設	198.92	宮崎	7.3.13	包含層確認
38	18-F	清福寺町919-6	藤崎周次	個人住宅建設	56.29	木曾	7.3.22	遺構・遺物なし
39	今城塚古墳	郡家新町672	高槻市長	買収地整備	945	高橋	7.2.14~3.15	遺構面に達せず
40	郡家車塚古墳	岡本町34-2	中村義一	雑木林整備	859	中村	6.10.20~3.31	嶋上遺跡群19に掲載
41	氷室遺跡	氷室町1丁目・2丁目	大阪府知事	道路改修	2,439	宮崎	6.9.13~14	遺構・遺物なし
42	二子山古墳	上土室6丁目1	大阪府知事	水道管切替工事	23.2	森田	6.12.5	遺構・遺物なし
43	郡家今城遺跡	氷室1丁目777-2・3	伊藤敏雄	個人住宅建設	199.77	高橋	6.4.20	嶋上遺跡群19に掲載
44	"	郡家新町149-5・6	莊野忠彌	診療所個人住宅	682.4	中村	6.10.3	遺構・遺物なし
45	津之江南遺跡	津之江北町218-1 他	高槻市長	道路整備	182.7	宮崎	6.11.28	包含層確認
46	弁天山古墳群	南平台5丁目45-3	(株)ワカホン関西	通信基地局	335	高橋	6.10.18	遺構・遺物なし
47	郡家本町遺跡	郡家本町1567-2	高槻市長	雨水排水管理設	60	木曾	6.10.3	遺構・遺物なし
48	"	郡家本町737	高槻市長	水路敷設備	74	木曾	7.3.6	遺構・遺物なし
49	宮之川原遺跡	宮之川原5丁目507	高槻市長	集会所建築	713.5	高橋	6.5.25	本書に掲載
50	大蔵司遺跡	大蔵司3丁目208-1 他	石川訓弘	個人住宅建設	259.88	木曾	6.8.25	遺構・遺物なし
51	"	大蔵司2丁目52	高槻市長	下水道建設	7.1	高橋	6.10.3	包含層確認
52	"	大蔵司2丁目306-1 他	門川恵美子	共同住宅建設	759.45	橋本	6.11.4	遺構・遺物なし
53	"	大蔵司3丁目297-1 他	門川啓三	共同住宅建設	612.5	橋本	6.11.4	遺構・遺物なし
54	芥川山城跡	大字原4,030	川上貢	山林整地	238	橋本	6.11.28~12.27	嶋上遺跡群19に掲載
55	芥川遺跡	殿町55-3	吉田修	駐車場建設	539	宮崎	6.3.28	遺構・遺物なし
56	"	殿町55-4・5	吉田修	共同住宅建設	483.23	宮崎	6.3.28	遺構・遺物なし
57	安満遺跡	八丁畷町369-1	大久保宗和	畦畔改修工事	43.8	森田	6.4.28~5.10	遺構・遺物なし
58	"	山手町1丁目2-5 他	高槻市長	下水道建設	415.23	宮崎	6.7.18	遺構・遺物なし
59	"	八丁畷町1-22	関西電力(株)	変圧器増設	85.15	宮崎	6.8.1	遺構・遺物なし
60	"	八丁畷町270-1 他	高槻市長	フェンス改修	95.65	高橋	7.1.10~2.28	遺構・遺物なし
61	"	八丁畷町266の一部	京都大学	下水道配管工事	7.5	宮崎	7.3.23	包含層確認
62	高槻城跡	城内町996-1	樋口道夫	共同住宅建設	980.95	中村	6.5.23	遺構・遺物なし
63	"	野見町452-1	小野政高	共同住宅建設	530.12	中村	6.6.27~6.29	遺構・遺物なし
64	"	出丸町964-28	仲谷攻	個人住宅建設	73.67	木曾	6.8.30	嶋上遺跡群19に掲載
65	"	出丸町995	ティーツー(株)	共同住宅建設	961.71	中村	6.8.29	遺構・遺物なし
66	"	野見町424-12・16 他	辻内修	個人住宅建設	109.37	高橋	6.9.28	内濠確認
67	"	城内町1015-3	穴戸憲三	個人住宅建設	120.97	宮崎	6.12.5	外濠確認
68	"	出丸町968-2	木田融男	個人住宅建設	133.66	宮崎	7.1.20	遺構・遺物なし
69	天川遺跡	須賀町282-5	幸山友茂	個人住宅建設	231.41	高橋	6.8.29	嶋上遺跡群19に掲載
70	"	須賀町282-6	水野龍二	個人住宅建設	198.35	高橋	6.8.29	嶋上遺跡群19に掲載
71	"	須賀町282-1・2	平成建設(株)	宅地造成	604	高橋	6.12.12	包含層確認
72	神内遺跡	神内2丁目68-1 他	阪急電鉄(株)	土地区画整理	106,600	橋本	7.1.9~1.31	奈良以降の土器等

表4. 平成6年度調査一覧(2)



図1 埋蔵文化財調査位置図



1:30000

2. 調査の概要

宮之川原遺跡の調査

橋本久和

高橋公一

市域中央部を流れる芥川は原盆地を経て南
平台丘陵の裾に沿って低地部にでる。この地
域は「倭名類聚抄」にある嶋上郡服部郷にあ
たり、延喜式内社神服神社がある。神服神社
の南側一帯には弥生時代後期から奈良・平安
時代までつづく大蔵司遺跡が、北側の帯仕山
山麓には古墳時代後期の塚脇古墳群がある。
宮之川原遺跡は西側約200mにあるが、これ
まで本格的な調査を実施する機会がなく、実
態については不明であった。平成5年度と6
年度において、コミュニティセンター建設工
事に先立って発掘調査を実施したところ、弥
生時代後期の住居跡などが検出されたので概要を報告する。

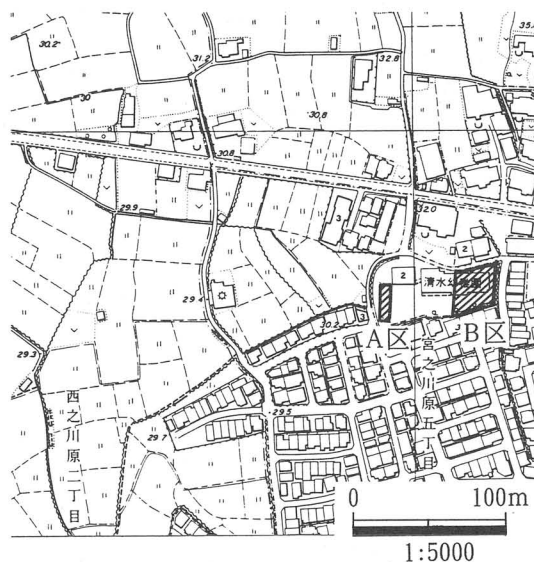


図1 調査位置図

平成5年度の調査はコミュニティセンター建設に伴う清水幼稚園の園舎改築部分に幅3
m・長さ25mの調査壕を設定した(A区)。遺構の検出された付近の西壁で層序をみると、
グラウンドの盛土(0.2m)・造成時の盛土(1.7m)・耕土(0.2m)・灰色土(0.1m)・赤褐色
土(0.1m)・灰色砂礫(0.4m)・黄褐色砂質土(0.4~0.8m)・黄褐色砂礫で、遺構は灰色砂
礫上面で検出された(図版第5・図2)。

住居跡1は方形の竪穴式で、南東部の隅から東側にかけての幅0.1~0.2mの周壁下側溝
が検出された。西壁の断面を観察すると、深さは約0.3mである。北東の隅は直径約2m
・深さ0.8mの土壇と重なり合っているため検出できず、一辺の規模は不明である。また、
住居跡1の周囲に不定形の土壇や小柱穴が検出されたが建物などにまとめることはできな
い。出土遺物は少なく、大まかであるが時期は弥生時代後期とみられる。なお、6年度の
調査区(B区)ではまとまった遺構・遺物は検出できなかった。

宮之川原遺跡の調査は大蔵司遺跡とともに芥川の形成した扇状地に営まれた弥生時代後
期の集落の一端を明らかにした。芥川を挟んだ遺跡の西方には弁天山古墳群や墓谷古墳群
を望むことができ、弥生時代後期から古墳時代にかけての服部地区を知る資料を提供した。

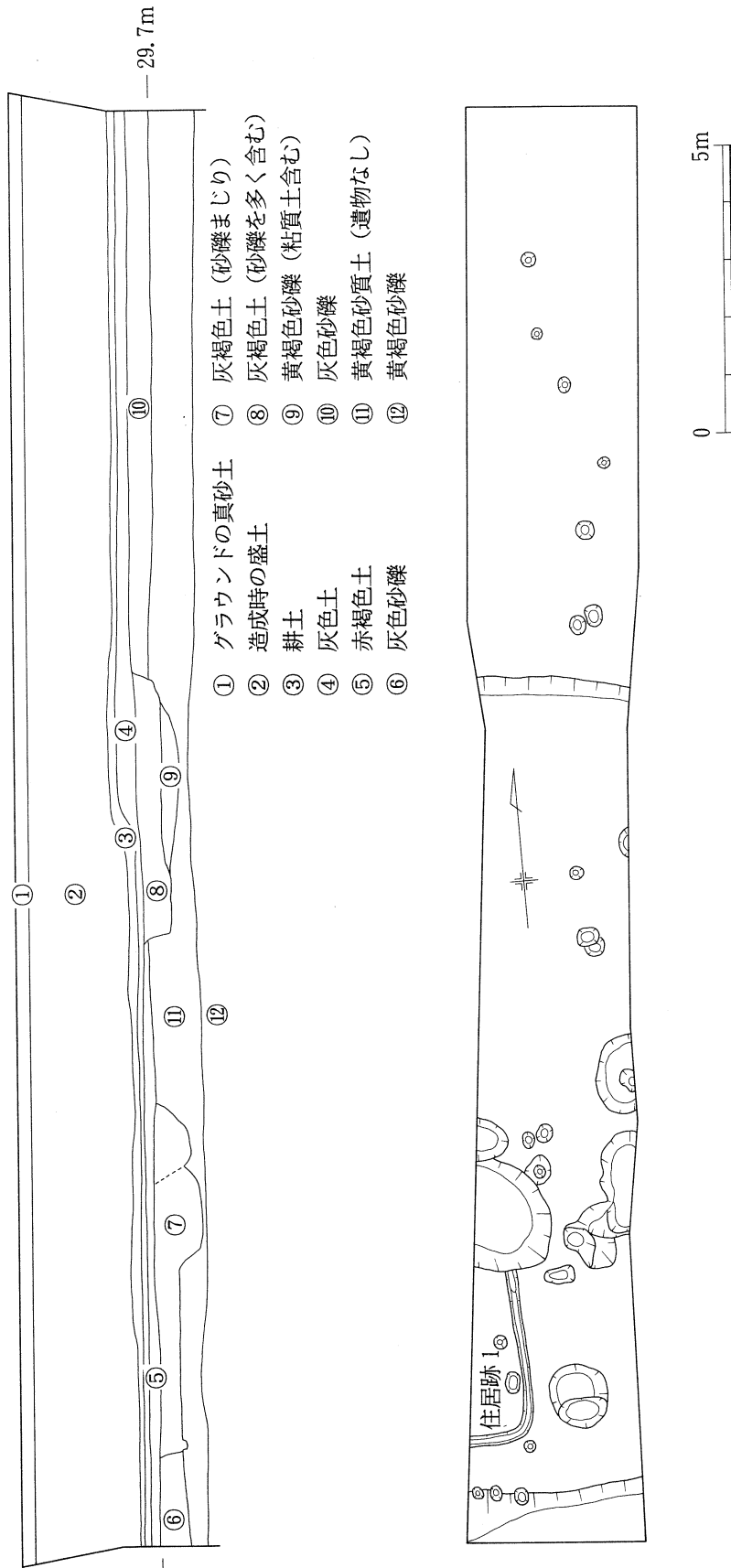


図2 宮之川原遺跡平面図・断面図

掛塚古墳群の調査

木 曾 広

本調査区は、高槻市郡家新町494-3・497・495・496・498・494-1番地にあたり、小字名は中野である。現状は畑地及び水田である。共同住宅及び駐車場建設工事が計画されたため事前に発掘調査を実施した。当該地は史跡今城塚古墳の東約100mのところであり、周辺には史跡嶋上郡衙跡附寺跡、狐塚古墳群、芥川廃寺瓦窯跡など多数の遺跡ある。周辺には「掛塚」の小字名が存在し、調査当初より埋没古墳の存在が指摘(原口1973)されていたところである。

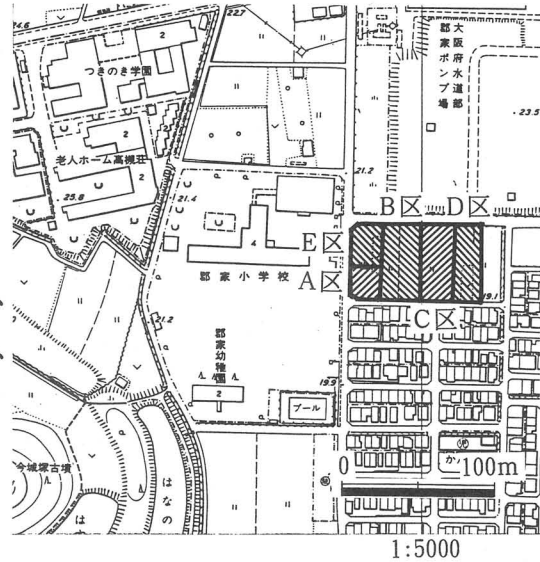


図1 調査位置図

平成6年3月から9月にかけてA～D区の調査をおこない、平成7年7月にE区の調査を実施した。A～D区の調査についてはすでに報告しているように3基の古墳を確認している。その内容は2基の方墳(1・2号墳)と1基の円墳(3号墳)で、いずれも周溝を掘削し、その内方に盛土して墳丘をつくっている。埴輪は3号墳の周溝内に、転落した状態で出土した。これらの埴輪類はコンテナ20箱にもなった。今回は、E区の調査概要と合わせて3号墳出土の遺物を紹介したいと思う。なお本調査区は嶋上郡衙跡42-A地区他として取り扱っている(図版第6～8・図3)。

E区の調査

3号墳の西北にあたる調査区で、長さ26m、幅8.5mの範囲を調査した。層序は、耕作土(0.18～0.2m)、床土(0.1m)、黄灰色砂(0.1～0.15m)、黄褐色砂(0.2～0.35m)、地山である。検出したのは溝1条(溝4)と土壌墓1基のほか若干ピットや落ち込みなどである。溝4は調査区の中央部で北西から南東にかけて長さ8.5mにわたって検出した。幅0.3～0.4m、深さ0.1～0.15mを測る。南端で検出した土壌墓1は、幅0.95×0.7m、深さ0.15mの楕円形状を呈している。

遺物としては土壌墓1から出土した須恵器の坏1がある。口径10.3cm、器高3.9cmを測り、口縁部はやや内傾しながら立ちあがり、上端に面をもつ。底部は左廻りの回転ヘラ削りによって整えている。色調は淡灰色である。TK208型式に属するとみられる。

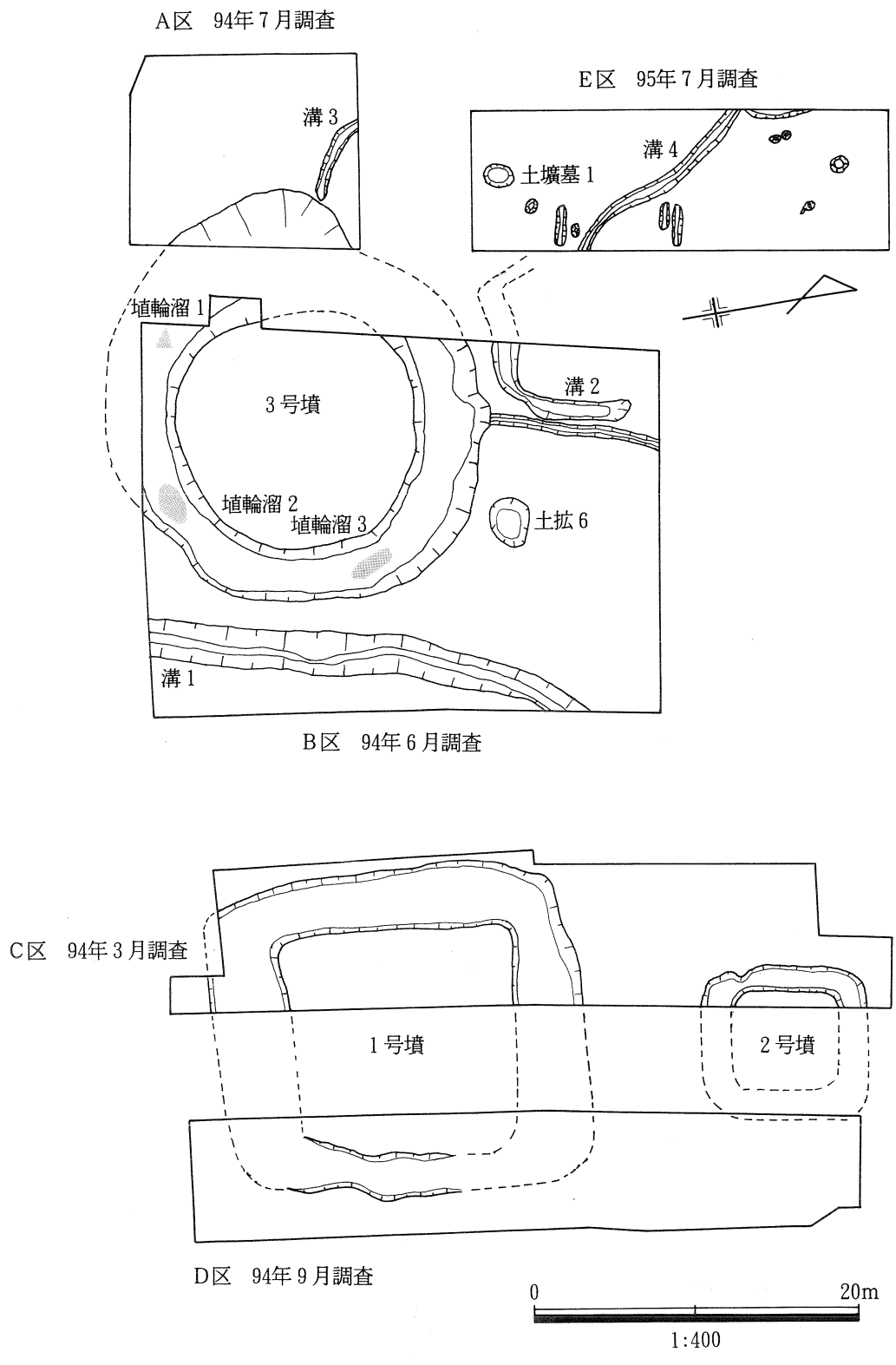
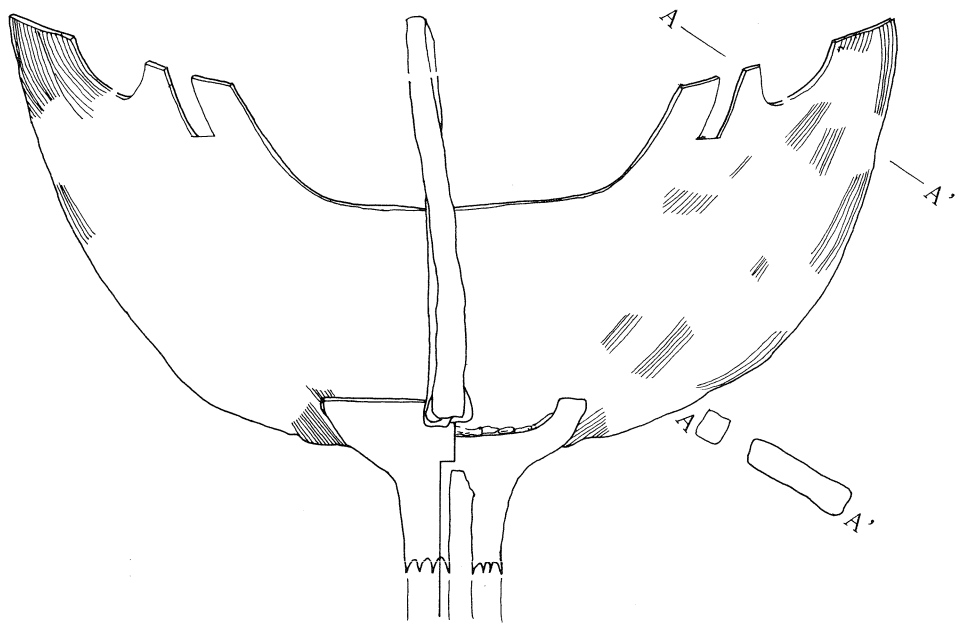
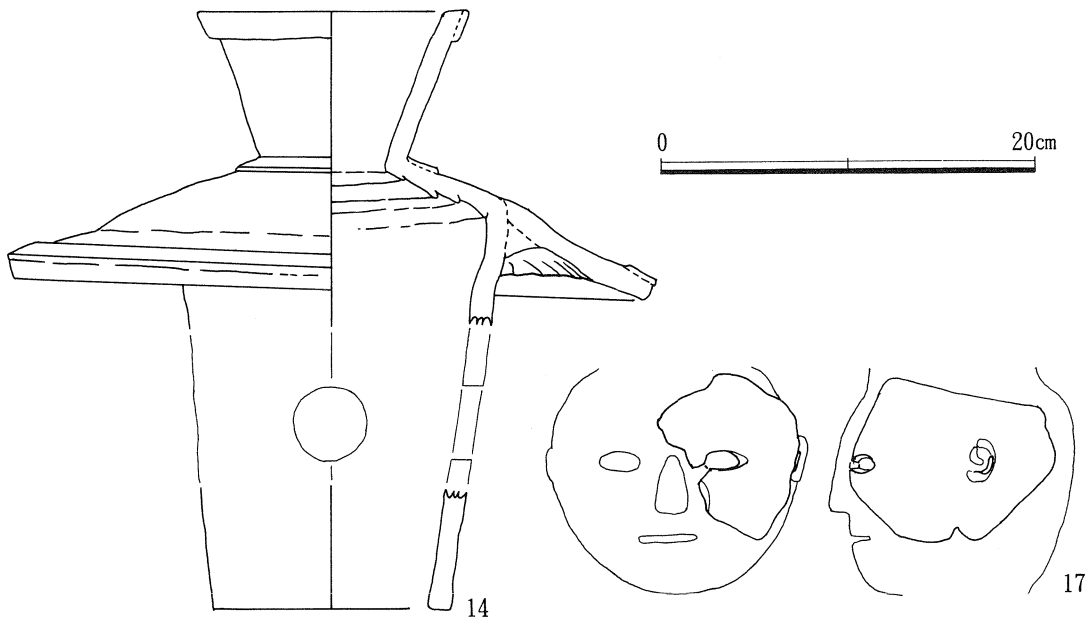


図2 掛塚古墳群平面図

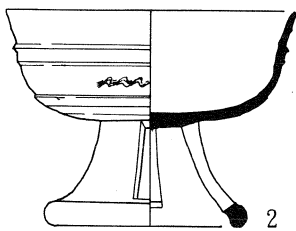


12

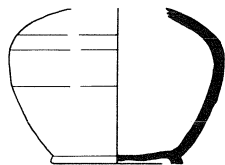


14

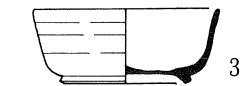
17



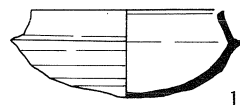
2



4



3



1

图3 挂塚3号墳周溝遺物実測図

3号墳の遺物

3号墳の周溝からは、須恵器と埴輪が出土している。須恵器は周溝南側の溝底から無蓋高杯2が出土している。埴輪は、周溝内に比較的まとまったかたちで出土している。周溝の南側で蓋14、東側で立ち飾り部12、蓋15、16を検出している。

無蓋高杯2は、体部の稜線部下方に櫛描波状文がめぐり、脚部には長方形のスカシ孔が4方向にあけられている。口径15.5cm、器高11.5cmをはかり、淡灰色を呈す。TK208型式とみられる。

杯3は口縁部が斜め上方にまっすぐにのびるもので、端部を丸くおさめ、底部には小さめの高台がついている。復元口径9.5cm、器高3.5cmをはかり、淡灰色を呈している。

長頸壺4は肩の張った倒卵形の体部に八字状の高台を付したもので、口頸部を欠く。体部外面はヘラ仕上げ、下半に一部ケズリ痕をとどめている。内面はナデ調整をほどこし底部外面はヘラ切りののち高台を張り付け、ヘラケズリ調整を施している。体部での最大径は12cmである。

埴輪には円筒埴輪と形象埴輪がある。

円筒埴輪には普通円筒5～7と朝顔形8がある。5は口縁部片で、上端に面をもつ。外面にヘラ記号の一部が遺存し、山形の頂部がみえる。風化のため内外面の調整は不明である。色調は橙褐色を呈する。

6は胴部の細片で、外面に円弧状のヘラ記号が認められる。かなり薄手で形象ハニワの可能性もある。色調は暗褐色である。

7は胴部片で、断面が低い台形を呈するタガがつく。外面にはヨコハケ調整がみられ、内面はナデ調整している。色調は淡褐色を呈する。

8は朝顔形埴輪の口縁部で、上縁端部にわずかに面をもつ。表面・裏面ともていねいにナメハケ調整している。一部に黒斑がみられる。色調は黄灰色を呈する。

形象埴輪には盾形9～11、蓋形12～16、人物17、その他18・19がある。

9～11は同一個体と思われる盾形で、いずれも細かいハケ調整された外面にヘラで直弧文を基本とした文様を描いている。刻線はシャープで、単線でひいている。また11のヘラ工具には太細の2種類を用いている。文様の在り方からは工具選択の意図はうかがえない。

12は蓋形埴輪の立ち飾り部である。上方が開いた筒形の受部上部に4方向に伸びる飾り板がとりついている。一部欠落するが、全体の規模はほぼ復元できる。受部口縁の筒部上方の直径は18cmを測り、受部を含めた現在高は40cm、飾り板の幅は60cmになると思われる。また立ち飾り板は両面ともタテ方向の刷毛調整を施し、受部との接合部には粘土を補足して受口部につなぎとめている。上端の切り込みのラインは、外縁部を除いて、大部分が復

元である。なお飾り板につくヘラ描文様ははじめから刻まれず、無文である。受皿部は皿状を呈し、軸部も中実で、下方よりの刺突孔があげられている。色調は淡褐色である。

13は受部の軸とみられ、下端より17cmまで遺存している。12と同様に中突のつくりであるが、刺突孔は認められない。表面は風化しているものの、下から上へヘラ削りがおこなわれた整形面が観測される。下端には黒斑がみられる。色調は褐白色を呈する。

14は蓋形の台部である。傘部の最大径44cm、器高40cm、軸受部の口径18.0cmを測る。傘部の上端、下端および軸受部上部に突帯をほどこして肥厚させているほかは、肋木やヘラ描文様などの目立った飾りはない。台部の大半は失われていて、スカシ孔の形状もわからない。全体に風化がすすみ、外面の調整は不明である。内面は傘部上半で、粘土の接合痕があまり調整されずにのこっている。台部については、指ナデ調整痕がみられる。なお傘部下線の一部に黒斑がみられる。色調は褐白色を呈している。

15は同じく蓋形の傘部で、下縁を分厚く縁取りしている。外面はヨコ方向のハケ調整、内面は粗くナデ調整し、突帯部についてはヨコナデ調整している。色調は淡褐色を呈している。

16も傘部片で、風化のため調整は判然としないが、14の外形とよく似ている。ただし、14とは下縁部内側の形状が異なり、あきらかに別個体である。下縁の一部に黒斑があり、色調は褐白色を呈している。

17は人物の顔の右側の部分である。片方の目と耳の一部がのこっており、鼻・口・まげ等はのこっていない。入れ墨の痕跡はなく、美豆良の表現もみられない。目は楕円形にくり抜いたもので、耳の大半は剥げ落ちている。外面の調整は不明で、内面はナデ調整している。頭部にはまげとみられる立ち上がり部がわずかに認められまげを結っていたものとみられる。巫女の可能性が高い。色調は橙褐色を呈する。

18は器材の基部とみられるが、詳細は不明。直径3.5cmのスカシ孔の傍にヘラ描きによる斜行線が3本（打ち2本は右下がり、1本は左下がり）刻まれている。外面は風化のため調整不詳、内面はナデ調整している。色調は褐白色を呈する。

19は土拡6から出土した円筒である。低平なタガがつき、外面の調整もナナメハケ調整のみで、3号墳出土の円筒とは異なるものである。色調は橙褐色を呈する。掛塚古墳群中の他の古墳の埴輪が二次的に混入したものと考えられる。

小 結

ここ数年の調査によって埋没古墳の存在があきらかになった掛塚古墳群について簡単にまとめてみたい。これまでに南北50m、東西70mの範囲で検出した古墳は方墳2基（1・2号墳）と円墳1基である（高橋1995）。掛塚古墳群のひろがりについては、まだ充分つ

かめていないが、周辺地域の既従の調査では、少なくとも1・2号墳の東側にはまったく遺構が認められず、東限となるようである。南・北・西側については、明確におさえられていない。今後の課題となろう。

あらためて各古墳の周溝から出土した遺物について、概括しておく。1号墳からは土師器の坏・甕、須恵器の坏蓋がみられるが、いずれも小片で、二次的に混入した可能性は否定できない。須恵器の坏蓋はTK10ないしMT15型式とみられ、時期的には6世紀の第2四半期とみられる。2号墳からは須恵器の有蓋高杯ばかりが4点まとまって出土している。いずれもTK23ないしTK47型式とみられ、5世紀の第4四半期の所産と考えられる。3号墳については、小稿で報告したように、かなりの量の埴輪と須恵器が出土している。須恵器についてはTK208型式とみられ、5世紀の第3四半期に位置付けられよう。なお伴出した埴輪、とくに蓋については、一部に黒斑がみられ、一見して野焼きされたかにみえる。新池埴輪製作遺跡の調査成果によれば、TK208型式期にはB群窯での操業がおこなわれていることが確かめられている。そこでB群出土の蓋と3号墳出土の蓋を比較すると、前者では立ち飾り部にヘラ描き線を施していることがあげられる一方で、傘部の口径割りヘラ描き線を刻まないのが両者に共通している。これだけの材料で3号墳の蓋が新池産であるとは即断できないが、この時期に三島で他に埴輪窯が認められないことを考えれば、その可能性は高いと思われる。なお、黒斑については、窖窯燃成の埴輪にもみられることは希にあり、黒斑だけをもって野焼きの根拠にならないことは周知されている。今後三島における中・小規模古墳の埴輪についても、そのひとつひとつについて新池窯の埴輪との異同を吟味する必要がある。

また掛塚古墳群については、現在のところ5世紀の後半から6世紀の前半にかけて営まれたものと考えられるわけだが、西北100mのところには5世紀中頃の狐塚古墳群、北150mにも5世紀後半の埋没古墳が検出されるなど、将来隣接する地域での調査が進捗すれば、一大古墳群が現出する可能性もある。いずれにしても、掛塚古墳群の発見は重要な知見をわれわれにもたらした。すなわち、これら中小の古墳から形成される墓域であったところに、その後大王墓（今城塚古墳）が選地されることになるわけで、大王墓といえども、むやみに田畑を潰し、造墓することはなかったのであろう。

参考文献

原口正三 1973『高槻市史』第6巻考古編

高橋公一 1995「嶋上郡衙（42-A地区）の調査」『嶋上遺跡群』19

土保山古墳の調査

名神高速道路内遺跡調査会

川端博明

土保山古墳は、阿武山南東斜面から連なる丘陵辺部に位置する。周辺には太田茶臼山古墳・石山古墳（以上茨木市）、番山古墳・二子山子古墳等が所在する。昭和63年に土室川分水路工事に先立ち調査が行われており、奈良時代中頃から後半にかけての堀立柱建物群やロストル式平窯等を検出している。平成6年度は、名神高速道路の拡幅工事に先立ち調査が行われ、調査対象地内には、土保山古墳並びに二子山古墳の周濠にあたる部分がふくまれており、その成果が期待された。

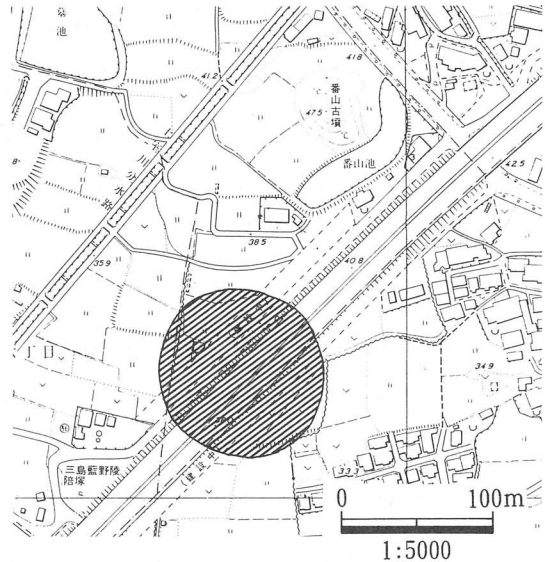


図1 土保山古墳位置図

土保山古墳の主体部は昭和34年に調査がおこなわれ、内部施設の検出に主眼がおかれた。外部構造については不明な点が多いが、直径約30m、高さ約4mの円墳と推定されている。内部施設は竪穴式石室壁面構築法が採用され、竪穴式石室の木棺内からは、乳文鏡・小玉・櫛・直弧文把頭・横矧板鋌留式短甲1領が、棺外からは、櫛・矢束・横矧板鋌留式短甲1領が出土している。粘土槨内の木棺からは、弓・靱・衝角冑・草摺・肩甲・鉄鎌が出土している。

現在、主体部は名神高速道路本線の盛土内に埋没しているが、古墳に南接する土保池と呼ばれる円弧を描く溜め池が、昭和40年頃まで残っており、その形状より、土保山古墳の周濠と推定されていた。そのため、今回は、墳丘の基底部および周濠の検出を主眼において調査を進めた。その結果、周濠を検出し、当古墳の直径が約30mを測り、さらに外周濠をもつこともわかった。以下、その調査成果を概述する（図版第9・図2）。

土保山古墳南域の土保池の3分の1は、高速道路本線下に埋没しており、残りは埋め立てられて水田として利用されていた。池内は、盛土防護のための擁壁工事のため大きく攪乱を受けていたが、周濠と外周濠の一部を検出することができた。周濠は検出幅約6m、深さ約0.6mを測り、外周濠は検出幅約1.5m、深さ約0.3mを測る。周濠内からは、円筒埴輪片や、大型の蓋形埴輪が出土している。北域では、周濠のつづきを調査口径南断面に

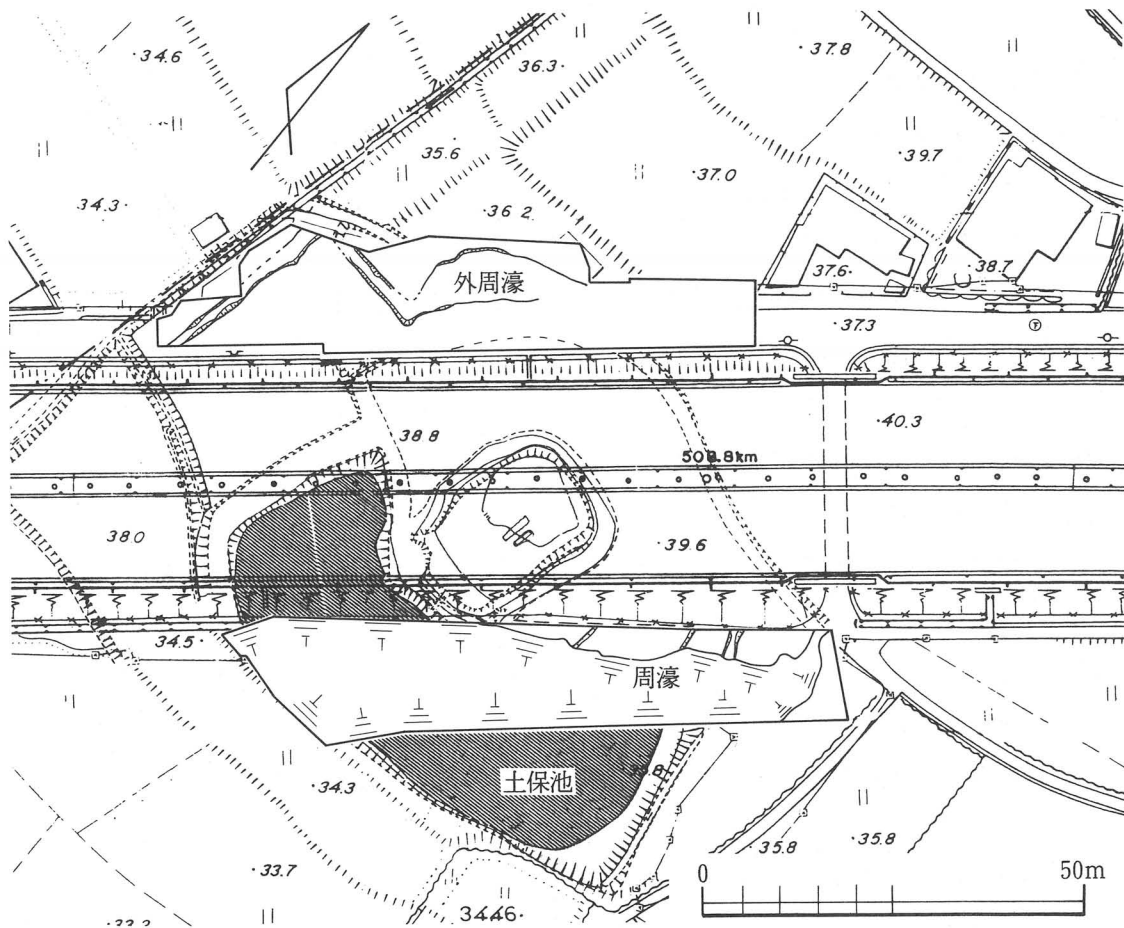


図2 土保山古墳平面図

において確認しているが、外周濠はその形状を後世の土地利用のために崩しつつも、造り出したりは前方部を区画するような形状を呈することがわかった。

昭和34年の調査では、土保山古墳は円墳であると推定されている。また、周辺の畦畔図より帆立貝式古墳の可能性も示唆されていた。今回の調査成果が墳形を決定することにはならないが、古墳北域の調査区で検出された外周濠は、墳形を示唆する畦畔に沿って走行する。ただし、前方部端面もしくは造り出しの端面を巡る外周濠については明確に検出できなかった。推定場所に南北方向に走行する溝を検出しているが、調査区の制約により、外周濠と呼べる溝との関係をおさえることができなかった。さらに、溝の埋土の状態が自然流路のそれにており、遺物もみられないことから、現時点ではそれを外周濠のつづきとすることを避けることとした。しかし、当古墳が周濠だけでなく、外周濠をもつこと、そして純粋な円墳ではなかったことは確実である。

II 文化財保護啓発事業

1. 文化財現地公開展

- 平成6年10月17～18日

慶端寺「木造 菩薩坐像」

- 平成6年10月19～20日

神峰山寺「木造 聖観音立像2軀、木造 阿弥陀如来坐像」

本山寺「木造 毘沙門天立像」

2. 文化講座

- 平成6年6月22日

「歴史の散歩路伊勢寺・能因塚コース」周辺の歴史と史跡（参加人数54人）

3. 歴史講座

- 平成6年11月29日、12月2日

『芥川山城跡と三好長慶』講座と現地見学会（参加人数延べ220人）

11月29日

「戦国時代の芥川城—文献からみた—」

脇田 修（大阪大学名誉教授）

「芥川山城跡の発掘調査」

橋本 久和（高槻市立埋蔵文化財調査センター）

12月2日

「芥川山城跡の現地見学」

中井 均（米原町教育委員会）

4. 説明板の設置

平成6年度は2箇所にて中型説明板（縦60cm・横80cm）を設置した。

名 称	設 置 場 所	サ イ ズ	設置理由
安 満 遺 跡	史跡安満遺跡仮設広場東側 (八丁畷町地内)	中 型	新 設
今城塚古墳のハニワ	今城塚古墳前方部周濠跡南辺付近 (今 城 町 地 内)	中 型	新 設

5. 歴史の散歩路整備

歴史の散歩路維持管理のため標柱立て替え 8 本、塗り替え38箇所、標柱の銘板の張り替え 6 枚、標柱の基礎修理 3 箇所を実施した。

6. ふるさとビデオライブラリー

市内の各社寺の所有している仏像に焦点をあて、「高槻の仏像を訪ねて」そのⅡを制作した。また、祖先の心のよりどころであった仏像の魅力を知ってもらうとともに、郷土の歴史学習に活用するため、ふるさとビデオ第5号を収録した。

7. 市立埋蔵文化財調査センター見学者数

総数 3,968人(延べ 95,522人)

8. 市立歴史民俗資料館入館者数

総数 10,111人(延べ 196,764人)

9. 新池ハニワ工場公園見学者数

総数 4,380人(工場館入館者 3,333人)



芥川山城跡の現地見学会

Ⅲ 史跡の整備・公開

1. 史跡新池埴輪製作遺跡の整備

新池遺跡は、発掘調査によって5～6世紀代の埴輪窯・工房・工人集落が確認され、また生産された埴輪が史跡今城塚古墳など大王陵級の古墳に供給されていることが明らかになったことから、平成3年7月20日に史跡今城塚古墳附新池埴輪製作遺跡として追加指定を受けた。

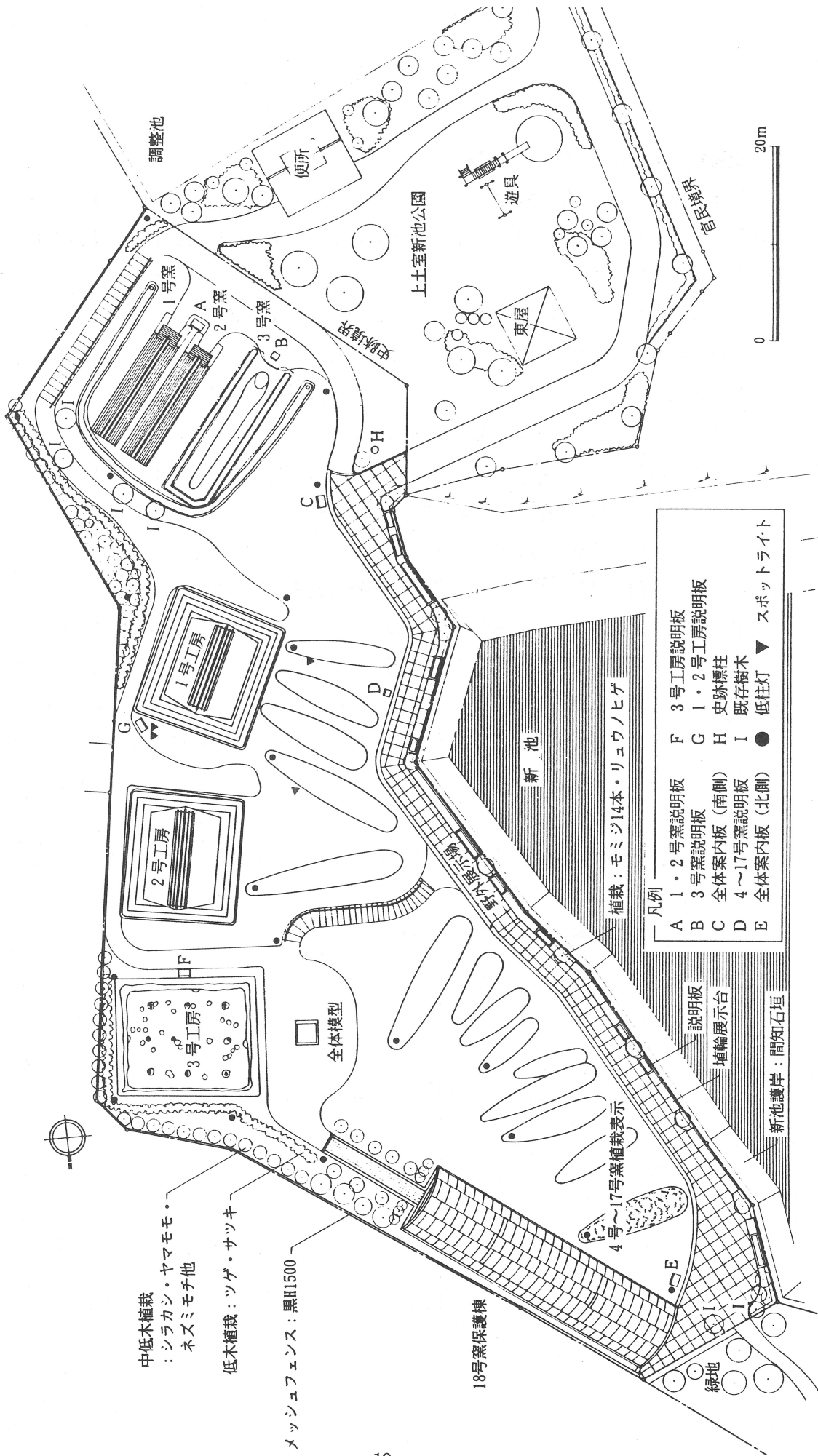
これを受けて高槻市・高槻市教育委員会では、文化庁「ふるさと歴史の広場」整備事業として、文化庁並びに大阪府教育委員会の全面的支援を受け、平成4～6年度の3か年で史跡保存整備事業を実施、平成7年3月11日に「ハニワ工場公園」として公開した。

事業は整備検討会の指導のもと、文化庁並びに大阪府教育委員会と協議のうえ実施した。なお整備基本計画・整備実施設計は、平成2・3年度に策定したものである。

整備にあたっては、古代の埴輪村をイメージさせる構想のもと、①遺跡の恒久的保存、②遺跡の正確な理解を助けるための遺構の復元や展示施設、③市民の憩いの場となるような快適な環境づくり、以上3点を基本とした。とくに野外ガイダンスでは、オリジナルのストーリーマンガ陶板を展開し、わかりやすく親子で楽しみながら学べる文化財整備を目指した。

ハニワ工場公園は24時間無料開放。ハニワ工場館は無料、午前10時～午後5時開館を基本としており、管理はシルバー人材センターに委託している。

区 分	遺 構 等	整 備 内 容	
歴史的建造物等の復元工事	旧地形 1号埴輪工房 2号埴輪工房 1号埴輪窯 2号埴輪窯	盛土厚平均1m 4,163.99㎡ 木造茅葺き平屋建て 123㎡ 木造茅葺き平屋建て 118㎡ 擬土窯体・茅葺き小屋掛け 48㎡ 擬土窯体・茅葺き小屋掛け 47㎡	
遺構露出保護展示施設建設工事	18号窯保護棟 映像機器	鉄骨造平屋建て 155.6㎡=ハニワ工場館として公開 保護棟内設置 29インチカラーモニター、ビデオディスプレイ等	
全体模型等の設置工事	遺構全体模型 新池産埴輪	彩色陶器製2m×2m、陶板4枚 磁器質復元埴輪、野外展示場設置 19種21個体	
その他工事	遺構表示 説明施設 照明設備 修景等	3号埴輪工房 3号埴輪窯 4～17号窯 野外展示場等 外 灯 園路・植栽地	平面表示：自然色舗装・石板表示 140㎡ 調査状況の再現：擬土・模造器具 130㎡(A群排水溝含む) 植栽表示 サツキ類 野外展示場 250㎡ 陶板 170枚、復元埴輪、透水性舗装 遺構説明板 7基 陶板 11枚 低柱灯・足元灯・スポットライト 38基 園路・階段：自然色舗装



中低木植栽
：シラカン・ヤマモモ・
ネズミモチ他

低木植栽：ツゲ・サツキ

メッシュフェンス：黒H1500

全体模型

18号窯保護棟

- 凡例
- A 1・2号窯説明板
 - B 3号窯説明板
 - C 全体案内板 (南側)
 - D 4～17号窯説明板
 - E 全体案内板 (北側)
 - F 3号工房説明板
 - G 1・2号工房説明板
 - H 史跡標柱
 - I 既存樹木
 - 低柱灯
 - ▼ スポットライト

図1 新池遺跡整備平面図

2. 史跡嶋上郡衙跡附寺跡の仮整備

今年度は史跡嶋上郡衙跡附寺跡において仮整備をおこなった。これは将来の本格的な史跡整備に先立ち、公有化がおこなわれた土地について広く市民に公開し、史跡として活用することを目的とする。

今回はその端緒として、新期郡庁院とその周辺部を1/3スケールで表示し、あわせて説明板を設置した。新期郡庁院は市立川西小学校の北側の一画にあったと推定される。東西半町・南北1町の範囲をしめていたとみられ、回廊状の施設の一部とみられる柱穴が検出されている。しかし院内の建物配置等は未調査のため不明である。おそらく、正殿と若干の脇殿および後殿が存在したと推定されるが、今回の仮整備は1985年に提示された復元案（『嶋上郡衙跡他関連遺跡発掘調査概要・9』高槻市教育委員会）をもとにおこなった。

仮整備地は郡庁院推定地の西50mに位置する史跡公有地（面積約6000㎡）である。水路をはさんだ北側には郡庁院の正殿・脇殿・回廊・門など建物をレンガや張芝などで、南側には館舎および山陽道を、土舗装や砂利敷により1/3スケールで表示した。また、推定遺構の表示をおこなった郡庁院とその周辺について解説した説明板を新設した。そのほか敷地の中央を通る水路には橋をかけ、さらに敷地の周縁部には目隠しをかねた植栽をおこない、憩いの場として気軽に活用できるように配慮した。同地は遺構保存のため、約1mの盛土がなされており、施工は盛土内でおさまり、地下遺構に与える影響は特にないと考えられる。

この史跡公有地には史跡嶋上郡衙跡附寺跡についての説明板がすでに設置されていたが、こうした仮整備をおこなうことで、訪れる市民が史跡をいっそう身近に感じると同時に嶋上郡衙についての理解を深めることが期待できる。

推 定 遺 構	表 示 方 法
郡庁院 建物部分：正殿・脇殿・後殿 回廊・門・大路 その他の部分	レンガ（朱色をモチーフとする） 張 芝
厨・館舎	土 塗 装
倉庫群・山陽道	砂 利 敷

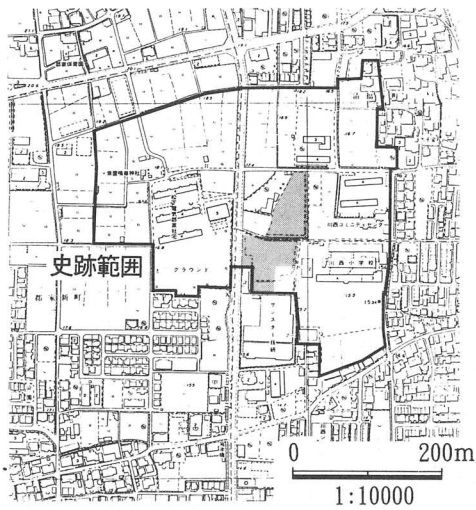


図1 仮整備地位位置図

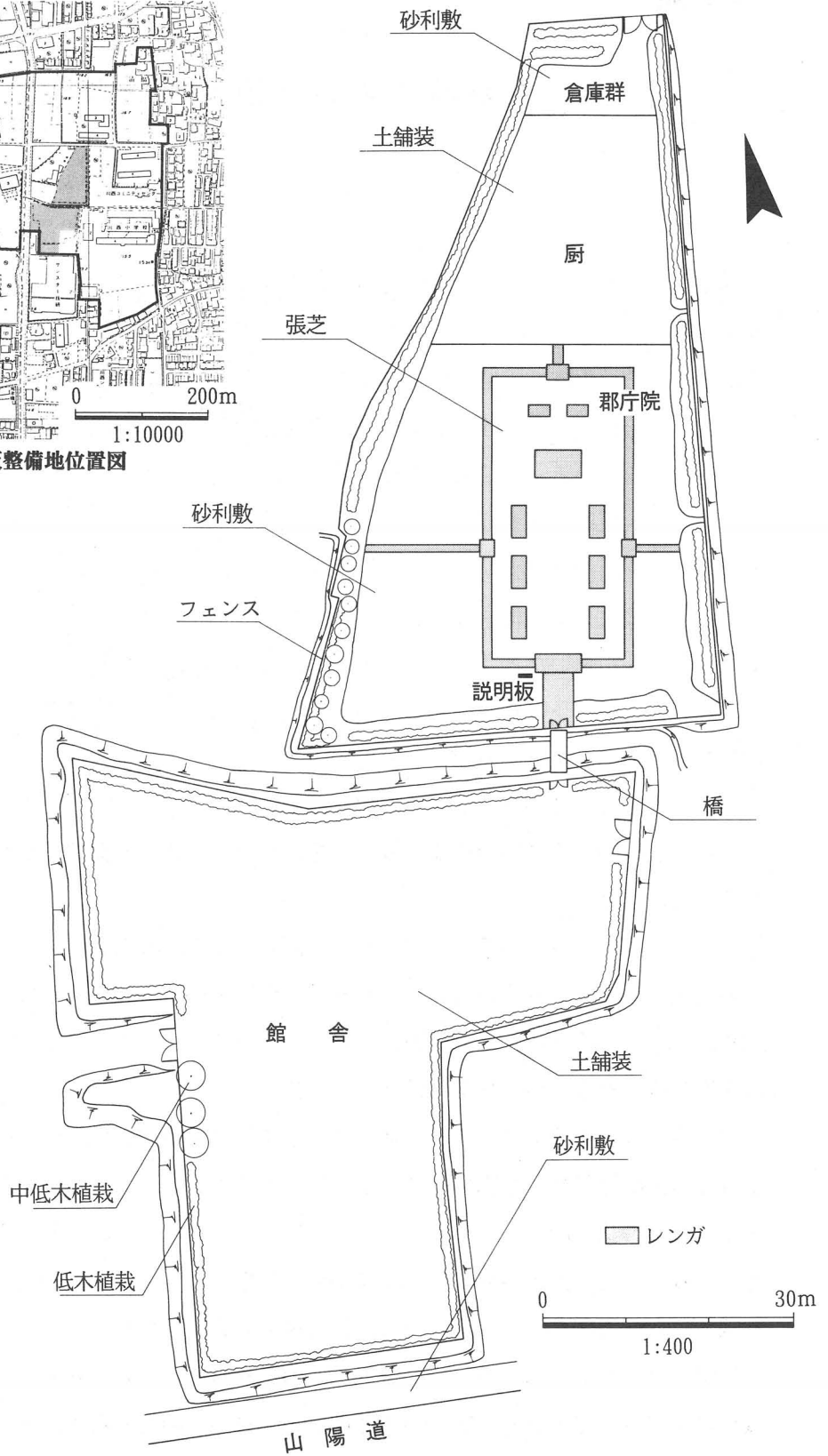


図2 嶋上郡衙跡仮整備概要図

IV 資料紹介

今城塚古墳の戦国時代城郭

橋本久和

郡家新町に所在する史跡今城塚古墳（指定面積80,569㎡）は、年次計画をたてて公有化を進めている。平成6年度末で公有化率は80%に達し、公有化にあわせて雑草などの伐採作業を実施している。古墳名にもなっているように、『大阪府全誌』などではこの古墳は戦国時代に芥川山城の支城として、16世紀中頃から後半の天文または永禄年間に三好長慶また松永久秀が築いたとされている。このため、伐採後、現地を踏査したところ墳丘斜面の崩れが各所にみられ、城郭として再利用されたことをしめしている。地表面の観察にとどまるが、戦国時代城郭の概要を報告する。なお、図2の遺構図は中井均氏の作成したものをもとにした。

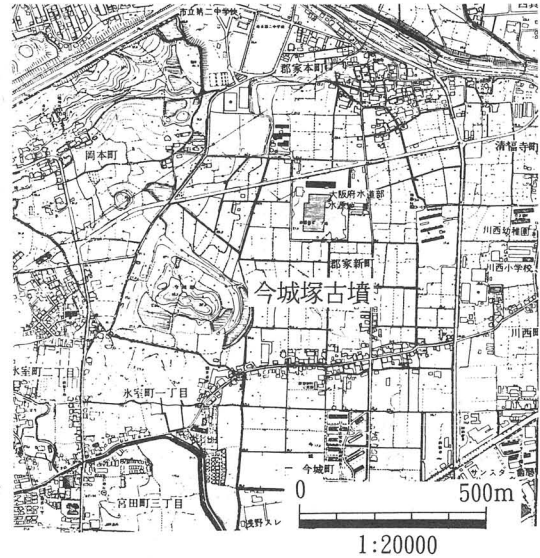


図1 今城塚古墳の位置

主郭は平坦となっている後円部にあり、前方部との境の南側にある土塁状の土手が虎口、その北側の高まりがやぐら台とみられる。後円部斜面の東北と東南には狭い平坦部があり、武者だまりであろう。土塁や空堀は墳丘各所にみられ、とくに北側に顕著である。南側では切岸がみられるものの裾部にはとくに遺構はみられない。くびれ部東の平坦部が正面の虎口とみられ、周囲には「コ」の字状の土塁や塹壕状の堀が目立つ。前方部の稜線は幅1mほどの土塁となり、前方部の頂部から後円部の主郭へつづいている。西北部の稜線は中間で「L」字状に屈曲し、横矢掛けとしている。また、主郭の手前で南側に突き出した豎土塁がみられ、前方部西側の裾部には幅数mの堀がみられる。このように、北側を正面に築城したものとみられ、二重の濠は防御に最大限利用されたものとみられる。

現状では今城塚古墳の戦国時代城郭がいつ築かれたか詳しく知ることはできないが、合戦時に使用される軍事的な臨時の「陣城」とされるものであろう。また、西国街道に面し交通の要衝を押さえ、北方の三好山にある芥川山城を強く意識しているため、三好・松永

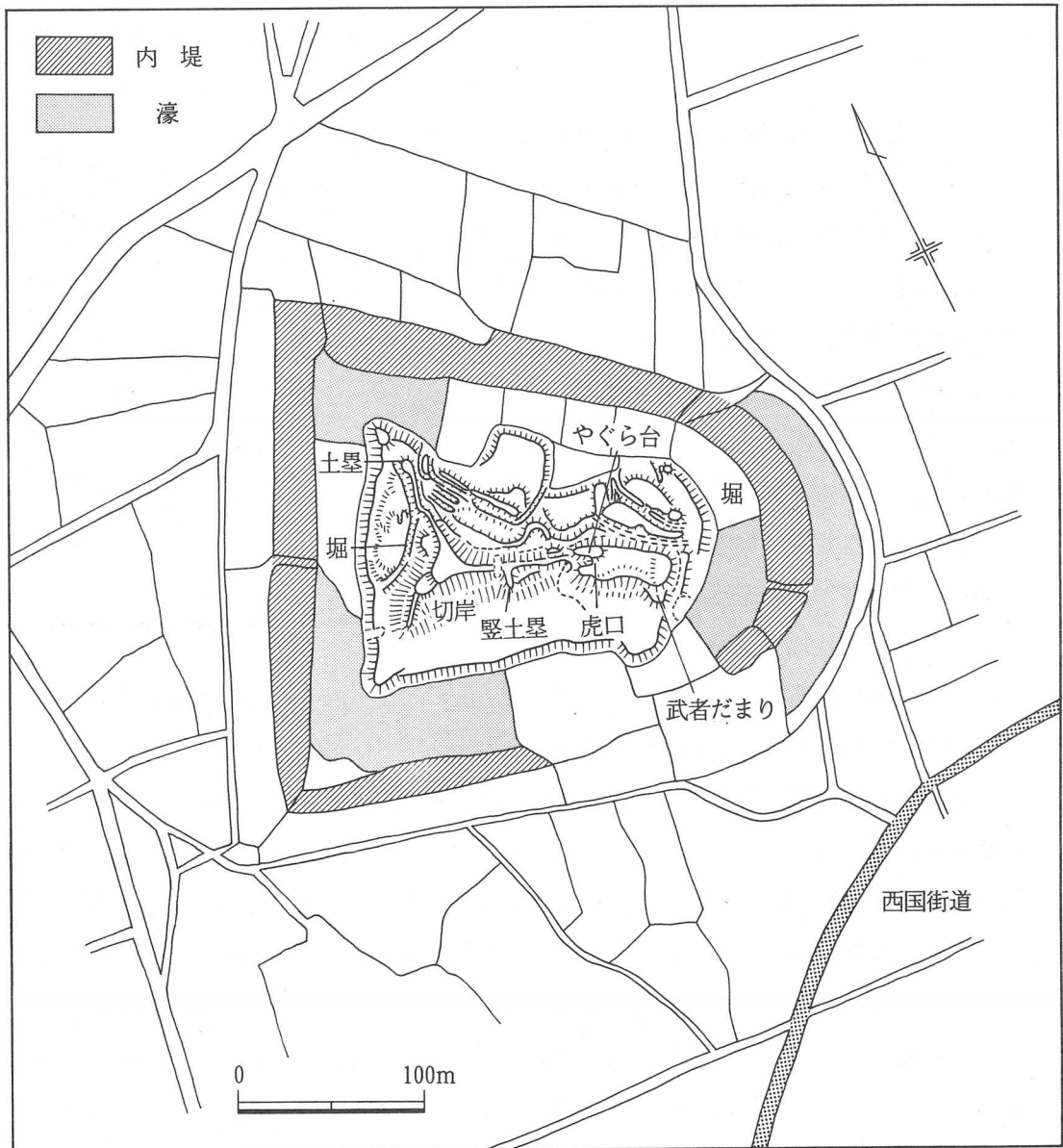


図2 今城塚古墳の戦国時代城郭遺構図

以外の戦国武将を考慮することも必要になる。

府下には古墳を利用した戦国時代城郭として、菅田城（応神天皇陵）や高屋城（安閑天皇陵）などがある。なかでも今城塚古墳は遺構が良好に残り戦国時代城郭研究にとって重要である。

芥川山城跡の構造について

米原町教育委員会 中 井 均

三好長慶は天文22（1553）に芥川孫十郎の立て籠る芥川城を攻め落した。以後永禄3年（1560）河内飯盛城に移るまで、芥川城は長慶の本拠地として、戦国期畿内における政治の中心的位置を占めていた。

この芥川城については古くより高槻市芥川に所在していたと考えられていた。1967年に刊行された『日本城郭全集』でも字「殿内」周辺に城域を推定している。同書では、三好山城の頁で、芥川周辺を芥川城に推定しつつも、平野で要害性に乏しい点など疑問も残るとし、消極的ではあるが、高槻市原に所在する三好山の城跡こそが三好長慶の芥川城ではなかったかと推定している¹⁾。

1970年代後半に城郭研究は現地に残在する城郭構造そのものを図面化し、比較分析する、いわゆる縄張り研究が飛躍的に進歩した。その結果、芥川に所在したと考えられていた芥川城が長慶の本拠であった芥川城であるという従来の説は大きく訂正する必要が生じてきた。つまり高槻市原に所在する三好山に遺存する城跡の構造が明らかにされたことによって、長慶の本拠地芥川城は、実は三好山の城跡であることがほぼ確実視されるようになったのである。その嚆矢となったのは村田修三氏の一連の業績であろう。1977年には「大和の城跡と国人」のなかで、三好山の城跡の概要図を示され、構造について分析を加えられた²⁾。1979年には三好山の城跡について 村田修三、上山春平、南條範夫の3氏によって誌上対談がおこなわれ、歴史的、構造的に詳細に分析が加えられ、芥川城が三好山に遺存する城跡であることは不動のものとなった³⁾。いわゆる縄張り研究によって三好山の城跡が芥川城であると立証されたことは、芥川城跡を研究するうえで大きな前進となったばかりでなく、城館跡研究にとって、現存する構造を読み込む作業が有効な方法であることも立証したといえよう。以後1981年に刊行された『日本城郭大系』でも⁴⁾、1987年に刊行された図説『中世城郭事典』でも⁵⁾、芥川城は、三好山の城跡が長慶の芥川城として評価されている。

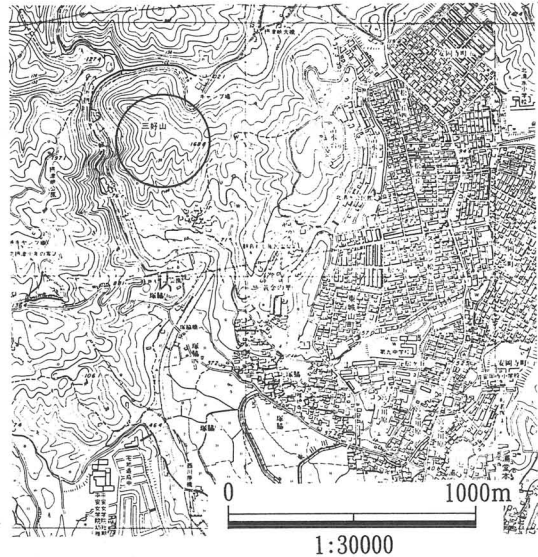


図1 芥川山城跡の位置

ところで城跡の名称であるが、文献上からは芥川城と記されているだけで、こうした点からも従来市内芥川の地が芥川城と誤解されていた。しかも芥川の地にも芥川氏段階の平城は存在しており、より複雑となっている。文献上では現れないが、混乱をさけるため現在では三好山にある城跡を芥川山城跡と、西国街道沿いの芥川の城跡を芥川城跡と呼称している⁶⁾。

さて芥川山城跡は大阪府下では四條畷市に所在する飯盛城跡とともに城郭遺構を良好に残す大規模な山城跡として1970年代後半から城郭研究者に注目されていた。ところが1980年以降いわゆる縄張り研究が飛躍的に進歩し、その嚆矢となった芥川山城跡では逆にその進歩の前段階の研究でとどまっていたのが現状である。

今回高槻市教育委員会による芥川山城跡調査の実施にともない、城跡の全体構造を改めて調査する機会を得た。本稿は三好山に遺存する芥川山城跡の構造を報告するものである。

芥川山城跡は大きく3つのブロックから構成されている(図2、芥川山城跡遺構概要図)。ひとつは主郭①を中心とした西側の曲輪群で、①～⑮がこれに相当する。ひとつは従来出丸と呼称されていた郭⑯を中心とする中央曲輪群で⑯～㉑がこれに相当する。いまひとつは土塁囲いの郭⑳を中心とする東側曲輪群で㉒～㉗がこれに相当する。こうした曲輪配置は一見して、南方を防御正面としていることがわかる。

北方は急斜面で、芥川が流れ、自然の防御線となっており郭㉘付近に、数段の曲輪群を設けるのみである。

郭①は芥川山城跡の最高所(182.69m)に選地されており、主郭に相当する。東側に虎口㉙が設けられている。従来この虎口㉙は単に登山道による破壊と考えられ、まったく評価されていなかった。ところが詳細に観察すると、郭①と郭②の墨線が虎口㉙を挟んで南北でやはずれており、いわゆる喰違いとなっている。さらに虎口の城内側では郭①と郭②に段差があり、枡形状の空間を有している。こうした状況から破壊道ではなく、城の虎口として評価できよう。

西北尾根筋は先端を堀切り㉚によって処理しており、郭⑤と郭④の間にも堀切㉛が設けられている。この堀切㉛は土橋の南側で豎堀となっている。土橋を渡り、一端左へ折れて虎口㉙に至る。この虎口㉙の防御を固めるため、郭④の西端と南側はL字状の土塁が主郭①の西北隅より築かれている。

南方へ伸びる尾根筋には郭⑫、郭⑬が設けられ、郭③との間は比高差のある切岸と堀切㉜によって区切られている。堀切㉜は二重堀切であるが、完全に郭⑫を切断するのではなく、曲輪平坦面の両脇から掘り切られており、中央部は掘り残され、土塁を築いている。郭⑬の南斜面は急傾斜面となり、郭⑮に至る。郭⑮と郭⑬・切岸の間に堀切㉝が設けられ

ており、この堀切は西端で豎堀となる。郭⑮と堀切⑩の間には高さ 3 m におよぶ大土塁が築かれている。大土塁が郭の前面ではなく、背面に築かれた理由は村田修三氏が詳細に検討されている⁷⁾。おそらく堀切⑩を設けるため、北面は急斜面で堀切の法面が確保できたことに対して、南面は平坦地であったため、堀切の法面を確保できなかったため、掘り込むか、盛るかによる二者択一で、ここでは土塁を盛ることによって、法面を確保し、堀切の落差を設けたと考えられる。郭⑮はその南端で切岸がつけられず、明確な城域設定をすることなく、尾根筋が続く。これは芥川山城西側曲輪群の地域南端が堀切⑩であり、郭⑮以南に続く小削平地もこの考えからすると、城郭に伴う遺構ではなく、後世の竹林等に伴う造成と考えられそうである。

主郭①の東側には階段状に郭⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪が連続して築かれており、中央曲輪群から主郭①に至るルート of 防御を強固なものとしている。

西側については主郭①の下に郭⑭が設けられているが、芥川に至る急斜面自体が防御施設となっている。

従来から出丸と呼称されている郭⑯を中心とした中央曲輪群については、郭⑰と郭⑧間に自然の大きな谷があり、これが堀切の役目を果たしていたと考えられる。しかし曲輪群の東端では明確に堀切①が設けられていることを考えると、中央曲輪群と主郭を中心とする西側曲輪群は分離独立して防御するものではなく、一連の曲輪群として機能していたようである。

郭⑰と郭⑧の間の南側谷筋が大手道であったと考えられる。谷筋には巨大な石垣を壁面とする郭がある。従来この石垣については、城郭に伴うものと、近世以降の治水に伴うものという評価に分かれていた。石垣の崩落部分を観察すると、栗石が認められることと、表面の石材や積み方が郭⑰の南東隅部の石垣と同一であること、さらに今回の分布調査で新たに確認することのできた郭⑩東側の石垣とも同一のものであることから、谷筋の石垣も城郭に伴う遺構と考えられる。この石垣こそが大手道防御の最大の関門となるわけである。当時のルートは谷筋を登り、石垣の上段の曲輪から左に折れ、スロープを登りつめる。

その正面には郭⑩の石垣が正面に積まれ、さらに石垣に沿って右折して虎口⑤に至るものと考えられる。虎口⑤付近も竹林による破壊が著しく、従来まったく虎口の想定はされていなかった。石垣との関連から虎口であった可能性は高いが、竹林による破壊部分であることも考えられ、地表面からの判断は慎重にならざるを得ない。

谷の北側には郭⑳を中心とした小さな曲輪が階段状に削平されている。最北端の曲輪には土塁も認められることから、これら一連の削平地は、城郭に伴うものである。機能としては防御背面の谷筋にあたることから、屋敷地の可能性が考えられ、それを裏付けるように、

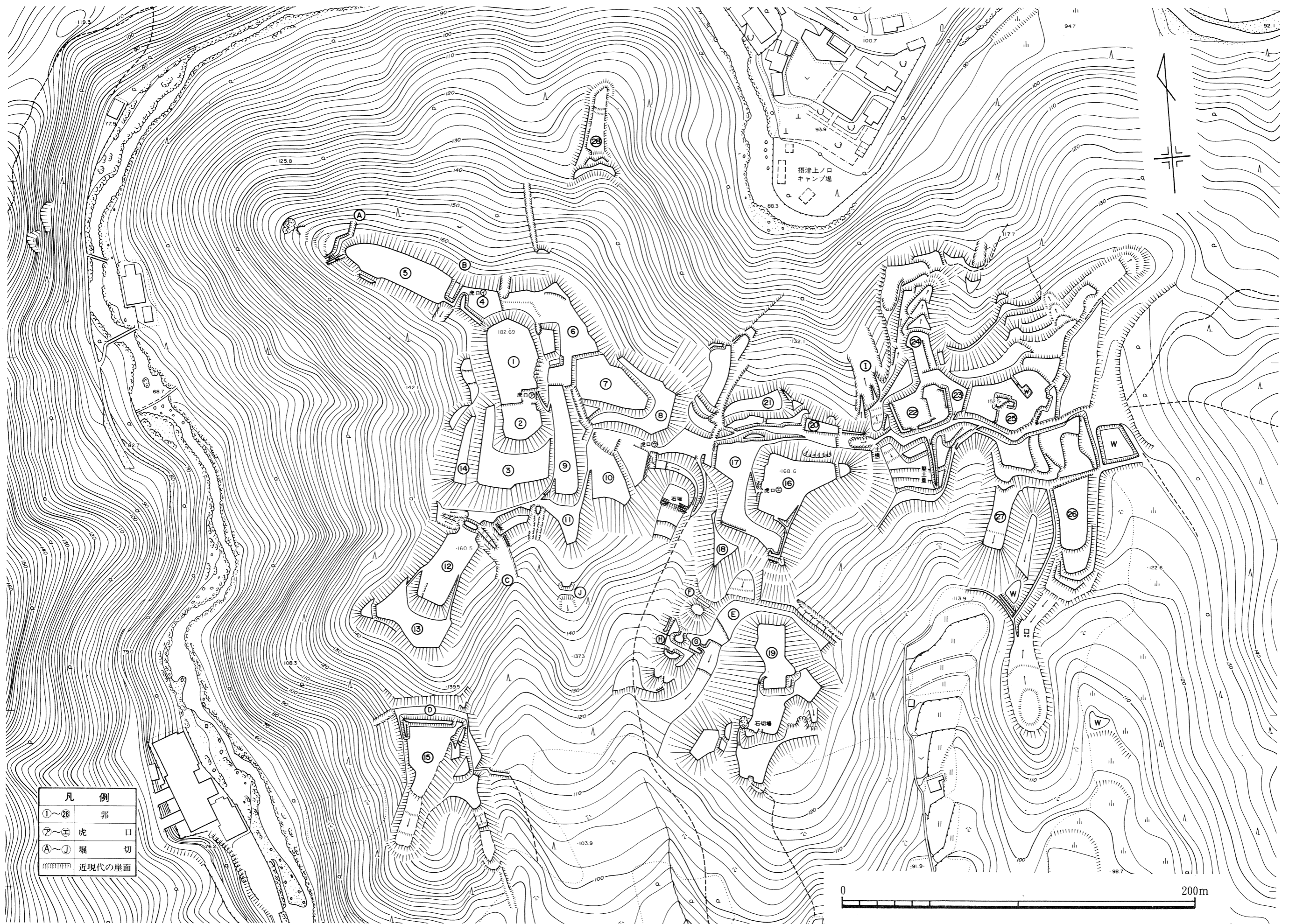


図2 芥川山城跡遺構概要図

遺物も地表面に散乱している。

中心的な郭⑩には虎口㊦が認められる。切岸に斜めに取りつく登山道は後世につくられた道かもしれないが、虎口㊦には前面に横矢がかかるような小削平地が対になっているのが認められる。郭⑩の西側から南側にかけて、L字状に郭⑪がある。南西端部には土塁も認められる。特に南東隅部は土塁で囲み、突出させている。この突出部の南側切岸部のみ石垣が築かれており、注目できる。

南側尾根は郭⑪から南で大きく2段に分岐しており、西側尾根筋には郭⑫があり、それより南方は尾根筋上に堀切㊧、㊨、㊩、が掘り込まれている。この尾根筋の諸施設は大手谷筋の東側防御を目的としたものと考えられる。東側に分岐した尾根筋には大堀切㊪が尾根筋に添って逆U字形に掘り込まれている。さらに堀切㊧の南方にも郭⑬を中心に4つの大きな郭を配し、南方防御の拠点としている。

東側曲輪群との間には堀切①が両側へ堅堀となって掘られて、1つの関門となっているが、この堀切①には見事な土橋を見ることができる。土橋から郭⑬へ進入する虎口は、残念ながら登山道で破壊されており、判然としない。しかし郭⑭から東へ一直線に土塁が設けられているのは、おそらく虎口空間を防御するためのものであり、土橋から郭⑬へ進入する虎口は、芥川山城のなかでも重要な位置を占めていたことはまちがいない。

さて東側曲輪群は郭⑩との間を堀切①によって区画され、郭⑭がその中心的曲輪となる。郭⑭は江戸時代後半以降墓地として利用されてはいるが、東・南・西面に土塁を設けた方形区画の郭である。北方にのびる尾根筋で、郭⑭は切岸もしっかりしており、明らかに城郭に伴う遺構であるが、さらに北方に続く小削平段は城郭のものであるのか、後世のものか判断できない。

郭⑭の南には高さ1mで、約30m続く見事な堅土塁が斜面を一直線にのびている。これは東側から進入してきた敵の斜面地移動を封鎖する目的で築かれたものと考えられる。この堅土塁に守られるように、土塁西側に4段の削平地がある。

郭⑭の東方については郭⑭の副郭として郭⑮があり、その東には広大な削平地、郭⑯が位置している。郭⑯の中央には一段高く檜台状の土壇がある。土壇は郭⑭同様、墓地として利用されており、城郭に伴う施設か否か疑問が残る。特に中世山城跡の場合、曲輪の四隅に檜台を設ける事例は多く認められるが、このように曲輪の中央に天守台状のような土壇が位置するものはほとんど類例がない。

郭⑯から東北へ伸びる尾根上に広大な削平地が数段認められ、また南方へ派生する二つの尾根上にも郭⑰、⑱が認められるが、いずれも現状は竹林であり、後世に改変されたか、あるいは削平された可能性が高い。

城域の東端は帯仕山との間の谷であろうと考えられるが、堀切という施設ではなく、自然の谷をそのまま利用したもので、西端の堀切④、⑤や南方の堀切⑩、⑪に比べて幅こそ広いものの、城内側への比高が低く、防御性は低い。堀切というよりは、むしろ摂津、丹波を結ぶ峠道をそのまま城域に取り込んだ結果といえよう。

この峠道の東側が帯仕山で三好長慶が芥川城に立て籠る芥川孫十郎を攻めるにあたって、天文22年（1553）に数カ月間「陣」を構えた山である⁸⁾。その標高は192.3mで、芥川山城よりも高い。現在帯仕山には「陣」の遺構は認められないが、これは当時の陣城が、後の織豊期段間の陣城のように土塁や横堀をめぐるものではなく、楯を立て並べ、兵が駐屯できる広大なスペースが陣城であったことを示しているのではないだろうか。

興味深いのは、同じ山系で、標高の高い帯仕山に城を築かず、三好山に築かれたことである。帯仕山は確かに標高は高いが、山頂は広大で、起伏がなく、谷筋も存在しない。これに対して三好山は派生する尾根が階段状に加工しやすく、谷が入り込み、堀切を設けやすい。しかも芥川が北から大きく迂回して三方を取り巻き、周囲はかなりの急斜面となっている。こうした地形こそが中世の山城を築くにあたって、最高の要害たりえたのであろう。

以上現存する遺構から芥川山城跡の構造をみてきたが、あくまでも地表面に残る地形からの読み込み作業であり、本文中でも述べたように後世に攪乱を受け、判読不明な部分も数多くある。これらについては今後の考古学的調査によって明らかにされていくだろう。

最後に残存する芥川山城跡の年代であるが、曲輪配置の形状などから、おそらく天文22年～永禄3年に存城した三好長慶階段のものと考えて差しつかえないものとする。しかし、今回主郭①で検出された礎石建物跡や枡形虎口、郭⑩、⑪や大手谷筋の石垣など、明らかに部分的ではあるが、永禄年間以降の改修が認められる。こうした改修の時期については永禄11年（1568）の織田信長の侵攻後、信長によって和田惟政が入城した。惟政は翌年高槻城に移り、替って高山飛驒守、彦五郎（右近）父子が入城した。元龜2年（1571）に、惟政は中川清秀に討たれ、同4年には高山氏が高槻城に入り、芥川山城は廃城となった。こうした和田、高山段階に改修を受けたことは容易に想像がつく。おそらく和田、高山両氏による高槻築城に際して、その普請期間中における防御の拠点として、改修され、在続していたものと考えられる。そして高槻城の完成とともにその任を終え、廃城となったのではないだろうか。

なお、芥川山城跡は大阪府下では、同じ三好長慶の居城であった飯盛城跡とともに、規模の大きな中世山城跡として、残存状況も良好で、文献資料も豊富な城跡である。今後永く現状のまま保存され、活用されることが切に望まれる。

註

- 1) 北本 好武「芥川城」・「三好山城」(『日本城郭全集』9 東京・人物往来社 1967年)
- 2) 村田 修三「大和の城跡と国人」(『歴史読本77-6 戦国乱世武将城郭百科』 1977年6月)
- 3) 南條 範夫・上山 春平・村田 修三「戦国の山城と群雄-近畿の要衝・芥川城をめぐる-」
(『歴史読本』304号 1979年7月)
- 4) 中村 博司「芥川城」・「芥川山城」(『日本城郭大系』第12巻 東京・新人物往来社 1981年)
- 5) 村田 修三「芥川山城」(『図説中世城郭事典』3 東京・新人物往来社 1987年)
- 6) 三浦 圭一「戦国動乱と高槻」(『高槻市史』第1巻本編I 1977年)で、三好山に所在する城跡を芥川城としている。同書では、文献資料から芥川城が三好山に所在する城跡であることも推定している。
- 7) 前註2)
- 8) 「(天文二十二年七月三日) 三好筑前守長慶芥川城へ押寄、城ノ東ノ方ヲ帯シ、山へ陣取、対陣シケル
(『足利季世紀』)
「一、同(天文二十二年)七月三日より長慶衆、芥川城東の方を帯し、山へ陣給ふ也」(『細川両家記』)

安満磐手杜神社の馬祭り調査概要

高槻市文化財保護審議会委員 高谷重夫

1. 磐手杜神社

安満磐手杜神社は、もと春日神社と称したのを、明治四十四年、この地の古名により改称したものである。社殿では天智天皇の五年藤原鎌足の願によって勧請したもので、中世には後鳥羽院や西行法師の参詣もあったという。

確実な史料としては、境内入り口の石鳥居に「元和八壬戌三月吉祥日」の銘があり、神社所蔵の棟札に同年のものがある。『大阪府全誌』（巻三）に、「元和八年三月四日、鈴木伝衛門・鍛冶甚兵衛二人を願人と為し、大工岡島勘助・藤原行信をして社殿を造営せしめ」とあるのは、この棟札によるらしい。すなわち、この社の歴史は少なくとも元和八年（一六二二）まで遡ることができるのである。なお、境内の石灯籠には、延宝五年（一六七七）・享保十一年（一七二六）・明和七年（一七七〇）・天保十一年（一八四〇）等のものがある。

2. 馬祭り

馬祭りとは、稚児を乗せた三頭の馬が、神幸に参加する祭りであって、現在は五月五日に行われている。この祭りは、古来幾多の変遷があり、近年は、馬がでなくなり、稚児は徒歩で行列に参加している。本年（平成六年）の祭りには、約24年ぶりに馬がでた。

次に祭りの概要（但し、戦後復活された頃の馬祭りの状況）を記し、最近の変遷を添記することとしたい。

この祭りは、一ノ馬座と馬座（女郎馬）の二つの宮座が中心となって行われ（宮座については後に詳述する）。一ノ馬座からは一ノ馬、馬座からは二ノ馬、三ノ馬を出すのが役目である。馬に乗る稚児は十歳前後の男児である。

五月一日、一ノ馬を出す当屋の家では、オダンツキをする。軒先に一メートル四方ほどの芝土を高さ六〇センチばかりに築き、その上に三本の御幣を挿す。弊の背後には櫛を立てて、一方を松の枝で囲い、竹の冊をつける。これがオダンで、他の地方では普通オハケと呼ばれる祭壇である（現在ではオダンは中止している）。終わると、当屋では宮座の人々をよんで饗応がある。これをショウジイリと呼ぶ（現在社務所で行っている）。

この日から一ノ馬のノリコは当屋にとまりこみ、臭い物はいっさい摂らず、学校でも汚れを忌んで椅子の上に特に菰を敷いて座ったという（この習慣も今は行われていない）。

五月三日、二ノ馬・三ノ馬のショウジイリで当屋にオダンを築き、宮座の人をよんで饗応のあることは一ノ馬と同じ。饗応はノリコが最上席に座り、以下宮座で決められている席順に居並び、酌人が一人一人に酒をついで廻る。その時に「お馬・大夫さま、ただ今より御神酒一本さしあげます」と挨拶する。次いで肴（スルメ）を同様の順で配る。一献廻った後、「もうこれ以上さしあげられません」と挨拶があって適当に飲み終わる。（一ノ馬のショウジイリの場合も同じ）。

この日は参道にちょうちんを立て、またケンパイ（献杯）役（自治会より八人である）の人が御輿を組み立てる。

祭日が五日になったのは最近のことで、戦後も、ずっと八日に行われていた。そのころは六日に神輿を出し、村の入り口に注連縄を張った。その時は七日が宵宮で、一ノ馬座の当屋に各座のノリコ・神主・座衆が集って、三献の式があった。

八日は、祭札当日、朝、馬がくる。この村には馬がないため他から雇うのである。馬が揃うと神前で一ノ馬だけのアシアゲの式がある。宮司が、「お馬の足をあげられて不足には候えども栗毛八寸のお馬、もし気に入らねば一夜のうちにひきかえ申す」と唱えろと、神馬の位がつくという。

次に馬座の一老（最長老）に七度半の使いを出す。そして一老からカモタンナという白い布をもらう。これを馬に飾りつけて禰宜が試乗する。こうするとどんな荒馬でも猫のようにおとなしくなるという。現在では、この行事は馬がでた場合のみ行われる。ケンパイの八人に扇を渡す式がある。ケンパイはこの扇をもって神幸の行列を指揮する。

次は神輿のお渡りである。かき手は宮座とは関係なく、安満三ケ字の若い衆で、入り口の橋のところから伊勢音頭で神殿前まで進み、拝礼の後、かき出す。一同藤の紋のある揃いの襦袢姿である。北の辻の御旅所まで行く。ノリコたちは御輿がでていった後、行列をつくって境内を出て、急坂を降り、市場の辻まで行き、再度行列を揃えて、北の辻の御旅所まで行く。一ノ馬は衣冠束帯、二ノ馬・三ノ馬は烏帽子に赤い素襖、それまではともに袴である。行列の順序は、先頭には紅白二色の大型の御弊、次の二本の鉾、サキバシリ（赤い烏帽子に手甲脚絆の幼児、一ノ馬座より出す）、花神輿（花で造った神輿を二人の男児が担ぐ。座とは関係なく、神社の方で適当な児を頼む）、一ノ馬、二ノ馬、三ノ馬の順である。

北の辻の御旅所では、その前に「御旅所詣り」の儀がある。これも座とは関係なく、十二、三歳の未成女の中から適当な子を選ぶ。以前はこの役をしておくで将来安産になるとのことで希望者が多かったという。振り袖を着て、御供を入れた膳を頭に載ってきて、神輿に献ずる役でゾウニモチとも呼んだ。

次にシバオリの儀がある。これは、神職・ノリコ・村役・座当屋などが輪になって行う簡単な盃事であって、給仕人が、檜の葉・ちまき（藁で巻いたワラチマキ）・蓆を各自に配り、土器で酒をついで廻る。

再び渡御、新町の御旅所（以前兵庫池という池があったが、現在池は埋められた）に至り、ここでも柴折りの式がある。

午後から西国街道を、神社の参道の所まで来ると、ここで、二ノ馬・三ノ馬は解散し、二ノ馬、三ノ馬のノコは馬から降りて大人の肩車に乗り、一ノ馬のみ乗馬のままで進む。そのとき、一ノ馬にはカモタンナを掛け、それを前に長く曳いて、二ノ馬・三ノ馬のノリコはその間に挟まれた形で市場の辻まで進む。これをオウマソロエと呼ぶ。市場の辻の御旅所でも柴折り式がある。もとは二ノ馬・三ノ馬の鞍をおろし、裸馬にして青年が乗って、競馬を二回行った。

後、神輿は神社に還るが、一ノ馬はそこで解散する。また二ノ馬・三ノ馬のノリコたちはここで解散する。ただし、一ノ馬のノリコは、神社へ還り、神輿の御神体を社殿に移す時、本殿の前に座らせ、御神体をその両手に乗せてから、奥に収める。馬を出す当屋では、この後、オダンを撤し、御弊は屋根の上にあげておく。

3. 立合い祭り

明治末期の祭りの様式が、ほぼ戦後のある時期まで続いていたことが知られるが、それはさらに近世まで遡ることができるのであろう。しかし、この時代の祭りは、後世のものとかかなり異なる部分もあった。それは、他村、特に成合との立合祭りともいうべきか、両村共同の祭りであったからである。現在でも昔はお旅所が成合にあり、そこまで神事があったという伝えがある。宮座の文書の中にも、宝歴六年（一七五六）の「成合御たひまいり定」というものがある。これは、ただ毎年二人宛の当番の名を以後連年記すに止まるから、旅詣りの内容は明らかでないが、成合の御旅（所）に詣る役があったことは明らかである。

詳細は略するが、とにかく祭りが両村共同で行われたことは確かである。なお、八日には、古曽部よりも馬がでたとあるから、古曽部も、この祭りに参加したらしい。古曽部の高地蔵堂にお旅所があり、そこに神輿を据えて、芝折りの儀があったともある。この共同の祭りは、明治初年まで続いていたという。

4. 宮座

安満の馬祭りを維持してきたのは宮座であるが、この座は一ノ馬座と女郎馬座（馬座、

村馬座とも呼ぶ) からなる。一ノ馬座は、藤林・入江・小西の三家からなる。この三家は、禰宜の家筋といわれ、神社の掃除とか御供の世話をしてきた家で、このうち藤林家は神職となって、現在境内に居住している。馬座は時代によって、座員の数には変化があるが、大体二十数軒で、役座、組頭座、中入座、後入座に分かれている。これらの区分がいかんして生まれたものかは不明であるが、昔から家筋がきまっていて、新しく加入することは許されない。しかし、事情によって退座、または休座は認められている。

一ノ馬座は一ノ馬、女郎座は二ノ馬、三ノ馬を出すのが重要な役である。女郎座から出す馬を村馬とも呼ぶ。これは禰宜筋の馬に対する村馬の意であるらしい。二頭の馬が出ることは、座の記録では明治になって始めてみられるので、近世以来、この二種があったものかは明かでない。村馬番が二人宛なので、二種の馬は出たと推察するだけである。成合では、明治になって、三ノ馬が新しく生まれたというから、安満でも同様のことがあったかとも思われる。女郎座の中の各座（役座、組頭座、中入座、後入座）のどの座から、二種の馬を出すかは、その年々の相談によるので、あらかじめきまっているわけではない。しかし、多くは役座から二ノ馬、三ノ馬はその他から出る。役座は、座のなかでもっとも古い家筋だとされているので、この座が二ノ馬を出すといえば、他からは出ないという。同じ座からの希望者が争う場合は神主がオミクジで決めた。

現在では、女郎座の中の座は、名はあるが、実際には機能していないようで、これに代わって、馬座小講というものができている。その数は四で、第一組六軒、第二組七軒、第三組四軒、第四組三軒の計二十軒である。これはノリコの世話に関して在するものとの説明であるが、その数が四であることから、旧の役座以下の四座と何等かの関係があって生まれたものと思われるが、詳細は不明である。

5. 馬祭りの意義

以上祭りの現状と歴史並びに祭りを支える宮座組織について略述したが、最後にこの祭りのもつ意味について簡単に触れておきたい。

この種の馬祭りは、かつては高槻市では成合・古曾部・服部・上田部であり、近畿地方では、いくつもの社に見られる。兵庫県では高砂市曾根天満宮をはじめ、姫路市大塩天満宮・加古川市荒井神社・同市崎宮神社等から、一ツ物という名の馬に乗った稚児がでた。和歌山県では粉河の丹生明神の祭りに入る栗栖の一ツモノが有名である。奈良の春日若宮の御祭りに入る日ノ使、京都では祇園祭りの稚児、宇治の県神社の祭りにも同種のもので出る。東北では平泉の祭礼に「お一ツ馬」と呼ぶものが出たという記事が近世の紀行にある。この行事が古く平安朝以来のものである事は、『中右記』長承二年（一一三三）の五

月の条に宇治の一寸物が見える事から明らかである。大山崎離宮八幡宮の中世の文書にも日ノ使が見える。これらは多く美装させ、顔に厚化粧を施した稚児を馬に乗せて、神事に参加させるもので、その扱いは、参加者の中で最高であって、神殿での座席は最も神位に近く、杯事でも、第一に盃がさされる。安満では、祭りの終わり、御神体を神殿に移す際、一ノ馬のノリコを神殿内に目を閉じて坐らせ、その両手に神体を載せてから、奥に移すという。

一ノ馬以外の二ノ馬・三ノ馬を女郎馬と呼び、またノリコを三日女郎と呼ぶが、この女郎は本来上臈と書くべきであって、上臈とは普通身分の高い女性のことを指すが、本来女性とは限らない。三日女郎とはすなわち三日上臈、三日間だけ上臈の身分になるということであるが、それは、嚴重な物忌みに服することによって可能であった。ノリコが当屋に籠居し、一切の穢を忌み、女人がその部屋に入るを許さず、学校の席にも特にコモを敷いたというのが、すなわちその物忌みである。

これによって獲得するのは結局、神聖なる身分ということであり、さらには神の依り代となったのだと考えられている。すなわち神が彼等の身に憑いて、託宣があったのだらうと推察されるが、しかし実際に託宣が行われたという事実は過去にも現在にも存在しない。しかし、彼等が神の依り憑くべき神聖な存在と考えられたことは確かなようである。これは、神の御杖代と呼ばれた伊勢の斎宮に比すべきものであった。

斎宮は女性であるが、安満の祭りに出るいわゆるゾウニモチに当たるのを、大阪市西淀川区野里住吉神社ではイトキ女郎もしくは一夜官女と呼ぶ。この話の意味するところも三日上臈と同じであった。この種の女兒が出る祭りとしては吹田市岸辺神社の祭りがあり、小路の氏子から四人の少女が、頭に神饌を戴いて神社に詣った。島本町尺代の御弓の行事でも、安満のと似た少女の御供もちがあった。これらの少女も、もとはきびしい斎戒の後、一時、一夜だけ、神聖な身となったものと思われる。安満のゾウニモチの少女も、頭に御供を頂く点一寸時女郎と変わりなく、この古習の名残かと思われる。

以上、安満の神事は、日本の祭りの中では他と比べて古風を止めたものといえる。少なくとも神輿や山車ダンジリの渡るだけと比べて古色の濃い宮座神事であり、文献的にも貞享二年（一六八五）まで遡れる古い祭である（このころまで文献上遡れる祭りは決して多くない）。ただオダンが姿を消したのは残念である。費用の点もあろうがもとの姿に戻すことができればと思うこと切である。

高谷先生には、永年にわたり本市文化財保護審議会委員をお務めいただきましたが、平成6年8月31日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

あとがき

平成6年度のおおきな事業として史跡の整備・仮整備がありました。保存した史跡の公開・活用は同時に史跡をまちづくりへ活かすことでもあり、念願であった新池埴輪製作遺跡の整備事業が完了しました。昭和63年に開始した発掘調査では、新池遺跡がきわめて貴重な埴輪生産遺跡であることが明らかになり国史跡に指定されました。その後、各方面のご協力を仰ぎながら史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場整備事業）としてすすめ、このたび「新池ハニワ工場公園」の愛称を冠して開園することができました。

史跡嶋上郡衙跡附寺跡では将来の本格的な史跡整備に先立ち、公有化された土地を広く市民に公開し、活用することを目的とする仮整備をおこないました。今回は、新期郡庁院とその周辺部を3分の1スケールで表示し、説明板を設置しました。

最近、戦国時代を中心とした城郭研究が活発になってきましたが、史跡今城塚古墳は戦国時代の城として知られています。その実態は不明のままでしたが、墳丘踏果の結果、良好な城の遺構が確認されました。時期や城主を特定できませんが、摂津峡近くにある芥川山城跡と一体のものとかんがえられます。芥川山城跡は平成5年度から調査を実施していますが、戦国時代の良好な遺構が残る関西地方でも屈指の城跡であることがわかりました。この二つの城跡について遺構の概要を紹介しましたが、戦国時代の摂津地方を知るうえで重要な資料となることでしょう。

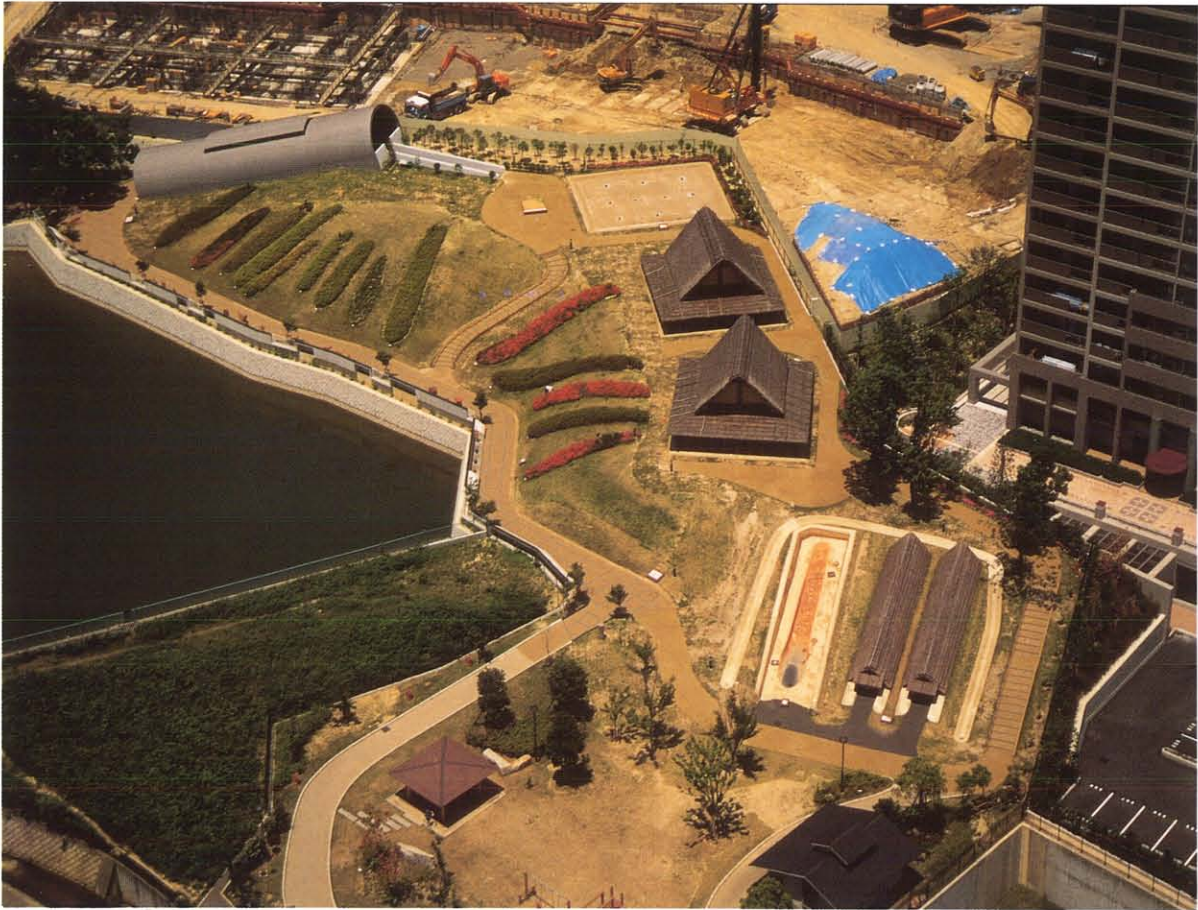
埋蔵文化財の調査では土保山古墳の周濠や掛塚古墳群の調査成果を紹介しました。また、宮之川原遺跡の実態をはじめ明らかにし、芥川東岸の古代史を知る手掛かりとなりました。埋蔵文化財以外では安満磐手杜神社の馬祭りの調査概要と素盞鳴尊神社で発見された文書を紹介しました。

整備された史跡をはじめ伝統を受け継いでいく祭りや古文書から、わたしたちの祖先の生き生きした姿を想像することができます。このような文化財の保存整備を通して市民生活がより一層の豊かさと郷土へのかかわりを強固なものにできるよう今後も努力していきたいとかんがえています。

(橋本)



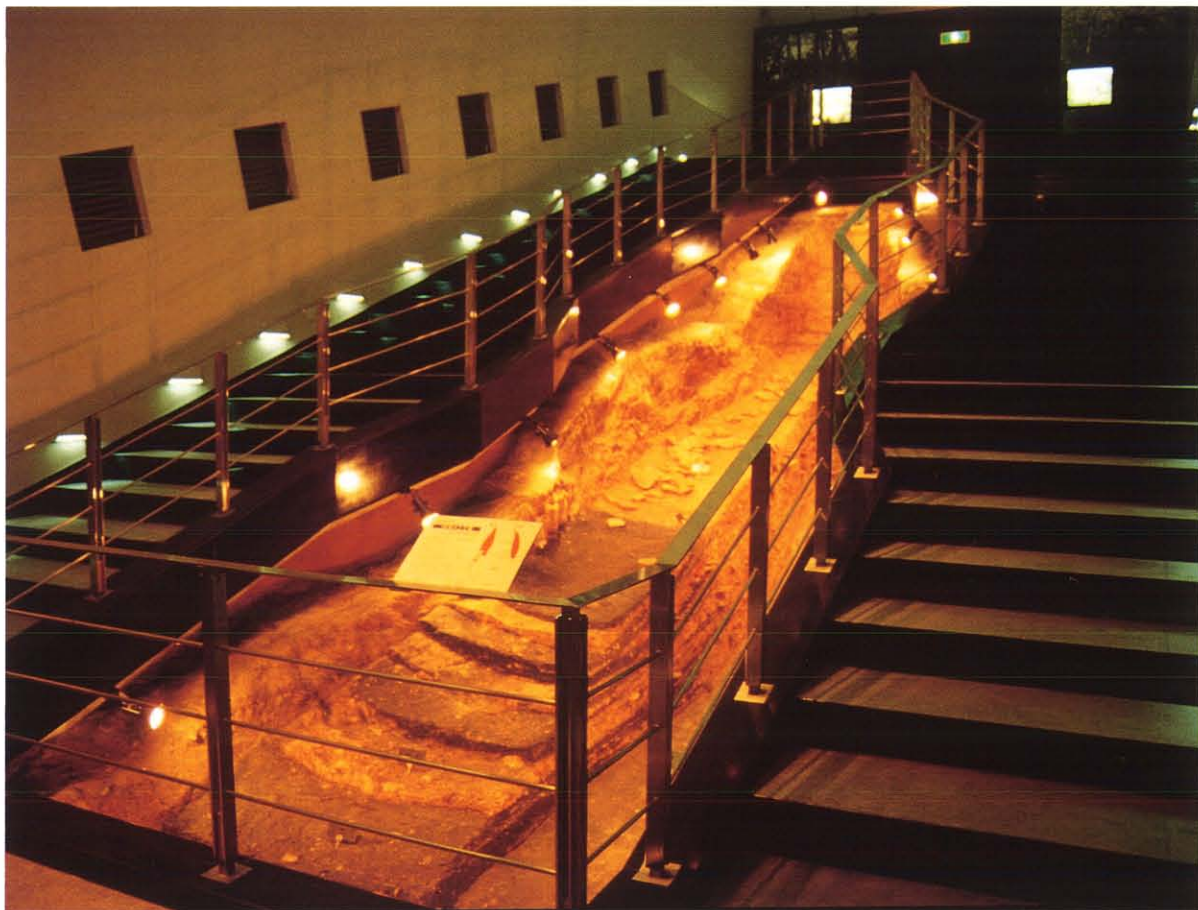
版



a. 史跡 新池埴輪製作遺跡（史跡新池ハニワ工場公園）（南側から）



b. 復元工房と遺構全体模型（北側から）



a. ハニワ工場館内の18号窯露出展示（焚口側から）



b. 嶋上郡衙跡仮整備状況（南側から）



主郭部（後円部・西側から）



虎口とやぐら台（後円部・西側から）



土塁（くびれ部・東側から）



竪土塁（くびれ部南・東側から）



土塁（前方部北・北側から）



切岸（前方部南・西側から）



石垣（大手道・南東側から）



虎口㊦（郭①東部・西側から）



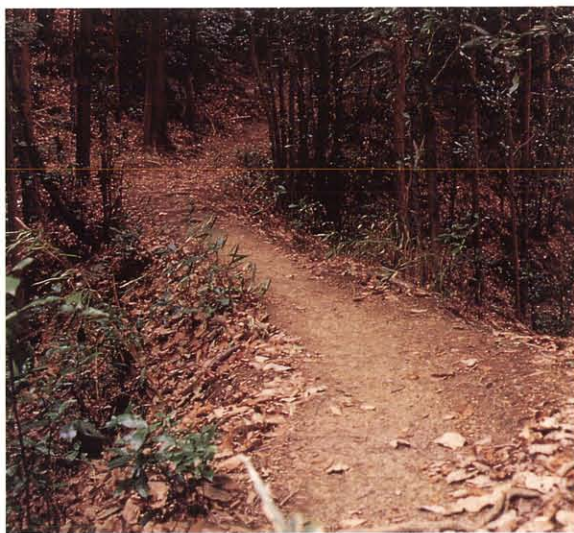
石垣（郭⑦南東側・南側から）



石垣（郭⑦北西側・西側から）



土塁（堀切⑩南側・北東側から）



土橋（東側から）



a. 宮之川原遺跡 全景（北側から）



b. 宮之川原遺跡 住居跡1（南側から）



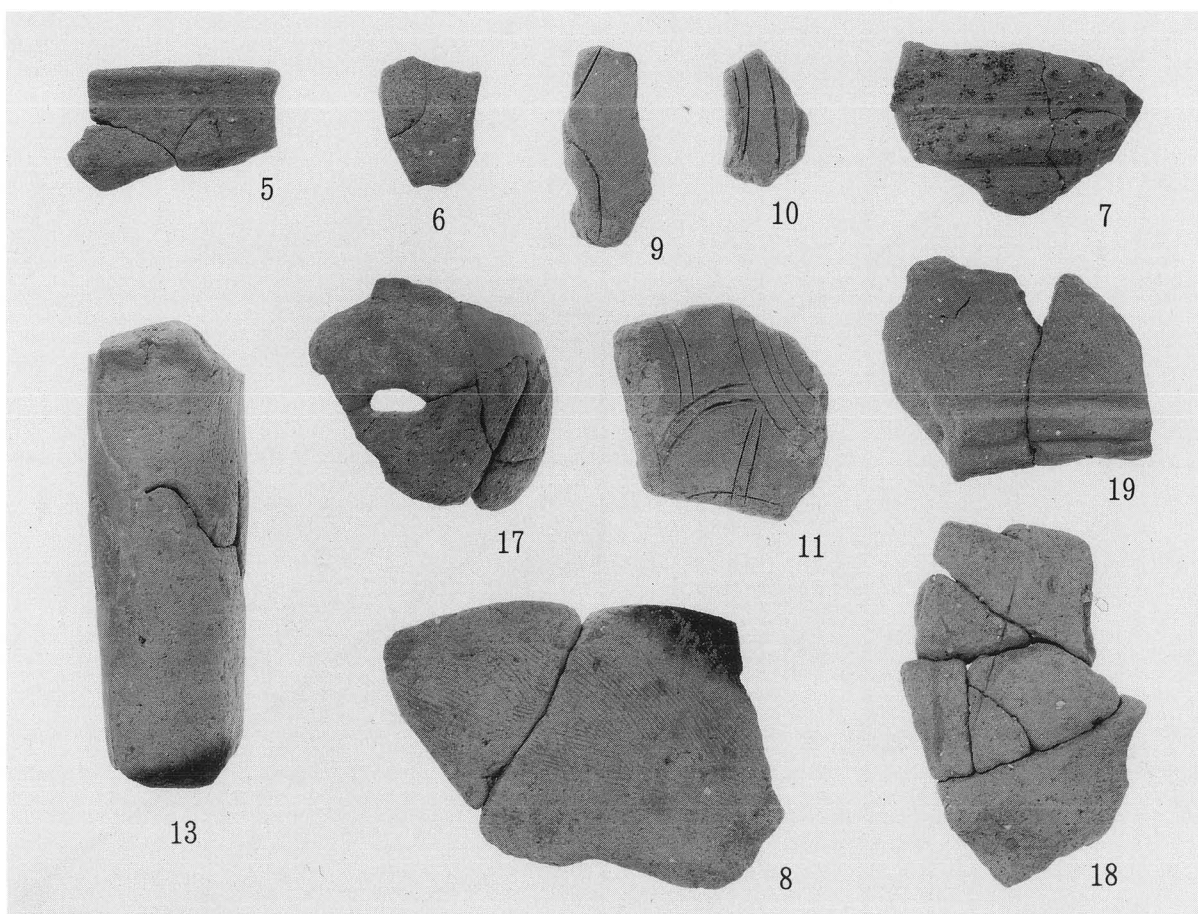
a. 掛塚古墳群 E区全景（北側から）



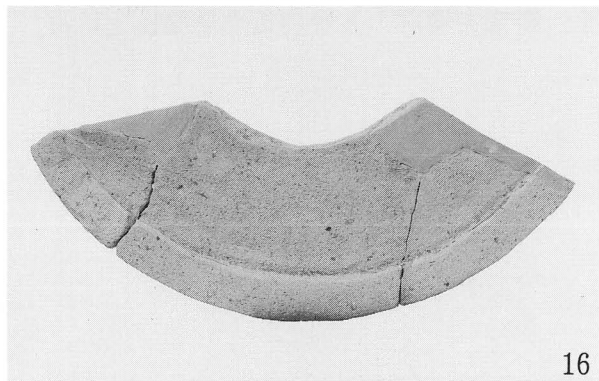
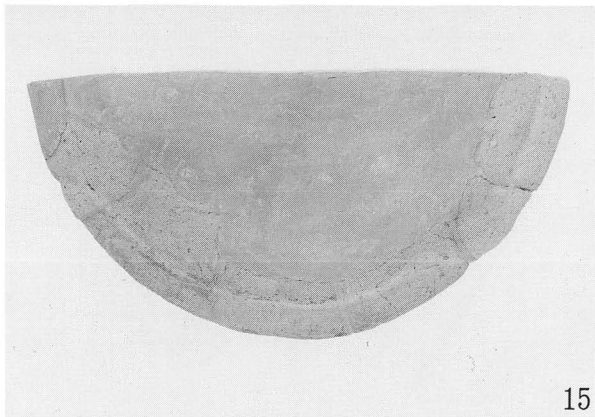
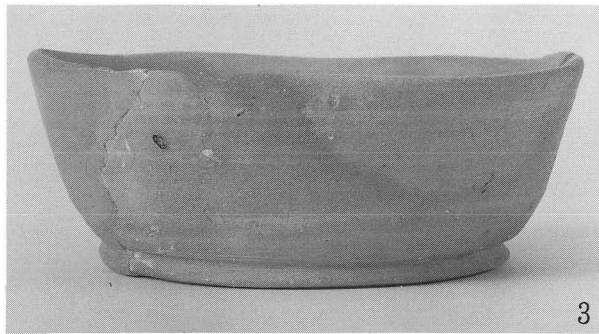
b. 掛塚古墳群 B区全景（北東側から）



a. 掛塚古墳群 3号墳蓋形埴輪出土状況



b. 掛塚古墳群 3号墳周濠 (5~11・13・17・18)・土埴6 (19)



掛塚古墳群 土壙墓 1 (1) 3号墳周溝 (2・3・4・12・14・15・16)



a. 土保山古墳南域調査区全景（東側から）



b. 土保山古墳北域調査区全景（東側から）



a. 馬祭り 二ノ馬ノリコ



b. 馬祭り 一ノ馬ノリコ乗馬装束



c. 馬祭り 市場ノ辻御旅所での柴折り式

に他の旗本家中の知己に会って世話を頼

み、翌日はこれに関する書類を作っている。五日は息抜きの吉原見物、六日はこれも小田切の役宅の要人と思われる池田氏に面会を試みているが、会えなかった。

その後、小田切役宅での最初の接見があったようで、用人は不在だったが家老役の二人に面会、挨拶があり、直年接見の手続きなどを教示されたと推測される。それは、その日の記事の末尾に、直年に差し出す嘆願書の案文が写されているからである。

嘆願書では、処分の赦免を願い、自らの高齡を歎き、存命中に「一旦お召し出し下されたく」という。それは、息子の跡式相続をも期待してのことであった。

直年の接見は五月十五日であった。再勤の許容は事前に内定していたものようである。某は、今後の御用の忠勤、村状報告の励行を誓い、同時に息子の取り立てを了承させた。直年も酒や蕎麦を振る

舞って、安心させている。

翌十六日には在所へ書状を送送、十七日には小田切の私邸に暇いとまごいに参上、そのあと「道中人馬先触れ」を許されているから、この下向は公用、もしくは家中の一員と認められたことになる。役宅に出勤していた池田（地方奉行の立場か）は、彼を平川天神の茶屋に招いて、酒食を饗応した。老齡と疲労と、安堵と、歓待とで「泥酔」した筆者の心情がよく伝わってくる。

明けて十八日、目を覚ますと、梅雨のさなかに晴れ間が出たというので、急ぎ出立を決めた。それから二十九日に前島につくまでの十一日間、雨に悩まされながらも東海道を西へひたすら旅し、伏見からは三十石船を経由し、前島で下船して郡家に到着するのである。途中伏見から同乗した知り合いあるいは迎えのものと同高槻で昼食し、津之江まで送ったのも、帰郷できた気持ちのゆとりであろうか。

旗本知行地の領主と村役人の依存関係、支配における具体的な心情や村役の生活の一端がわかる貴重な史料である。

（高槻市文書課）

北組を領した小田切氏で最初に土佐守に任ぜられたのは須猶から六代目の直年なほと（知行三〇〇石）で、天明三（一七八三）年六月のことである。彼は寛政十一（一七九九）年には五十七歳でお生存している。

一方、郡家区有文書の中に、次のような興味深い断簡がある。

一 郡家村年寄勤兵衛義、先達中不束之義共有之候二付、役義御取上ケ被仰付罷有候、然ル處、其後貴所様より段々之御願立二付、格別之思召を以再勤被仰付候間、是迄二ハ違ひ一際精勤可相励候様、御達可被成候

（七九号文書）

これも欠年の文書であるが、郡家の村役人に「不束ふつ」があり、役義を免ぜられたものを再勤の願いをして聞き届けられている。「年寄」であることに若干の疑義なしとせず、この文章の筆者も明らかではないが、それが当村の庄屋であると

すると、権威ある第三者（たとえば相給領主）の斡旋・とりなしで許されたものと思われる。また、「御達おたつし」とあるので明らかに領主の処分を求めたものであり、日記の内容と符合する所が多い。

また、勤兵衛は、寛政九（一七九七）

年十二月に万治郎なるものが村の備蓄銀の一部を借用した預かり証文に、請け判をしているから、小田切直年と同時代人である。日記中の「中西専左衛門」（小田切家中の用人）は、嘉永から慶応にかけての年貢皆済かきさい目録に署名する中西千左衛門の先代に間違いない。

以上のことから、文書の確定条件には不十分ではあるが、この日記の作成年代（同時に江戸下りの前提としての村役人不束事件の発生時期）を、「寛政・享和期（十八世紀末から十九世紀初頭）」とし、筆者を「郡家村北組年寄勤兵衛」と推定しておきたい。ただし、以下の説明ではあくまで「某」で統一したい。

（三）日記の内容

郡家村役人某は、その年の初夏四月、島上の在からはるばる江戸へ下った。自らの村政上の失策を責められて役義を放免されたことに対し、息子の役義世襲のためにもと処分の赦免、役義の再勤を嘆願したものであった。失策の理由はつまびらかではないが、差し上げた嘆願状からは、村方に不穏な空気があることなどを領主に報告しなかった責ともとれ、あるいは当時頻発した郡中訴訟、国訴などに絡むものかもしれない。

江戸に行った某は、まず江戸に住む斡旋者を頼り、また小田切家中とのつてを求めて、願意の根回しをしたようである。五月二日の「熟談」では、相手は不明だが仲介した家中の要職らしい人物からこの間の失態の評価や処分の意味、嘆願の筋道などを説き聞かされた模様である。

全体に良好な感触を得たようで、三日には在所へその報告の書状を書き、さら

〔解説〕

(一) 採取経過と文書の性格

この文書は、平成六年六月から翌年七年三月の間に実施された素戔嗚尊神社（高槻市郡家新町三六一一）社務所改築工事の際調査・収集されたもので、社務所の西壁南側の壁下地の板張りの上に貼られていて発見された七葉の内の六葉である。調査者・高槻市教育委員会埋蔵文化財センターが保管・管理し、高槻市総務部文書課資料係が再点検・解読・分析を行なった。

六葉は、すべて半紙縦半折の長帳の一部であり、同一文書の断簡である。壁下地のため変色し、一部に剝ぎ残しや欠失が有るが、下地であったことよってかえて墨色が保存され、解読に不自由を与えていない。

全体には、表紙を欠くためその表題は知るよしもないが、明らかに在所の郡家村から江戸へ下った時の個人の日次日記

であり、立場としては村役人の公用の記録であるが、当時免役の身分であったためか、内容は私事にもわたっている。このため、この文書の表題はひとまず「某江戸下り日記残簡」としておきたい。筆者が後述のようにほぼ推定されるけれども、確認までには至っていないからである。

残存する六葉の位置づけは次のとおりである。

- ① 前半、江戸下り往路の記録を欠く。
- ② 江戸滞在中の内、五月一日以前は欠。
- ③ 「五月二日」の一部から「六日」までが一丁目。
- ④ 七日から十二日までの記事は基本的には欠けているが、その間のいずれかの日付に、二丁目と三丁目が連続して入るものと考ええる。

⑤ 「十三日」以後は、破損が見えるものの連続しており、帰路の記録は六丁目で終結すると思われる。

なお、この文書が反古として社務所建築に利用された時期は不明であるが、勿論明治以後であることには間違いない。それは、現存している郡家区有文書（旧村で伝え実行組合を経由して市役所が保管している文書群）が、一定の目的（たとえば明治初期土地制度改編への対応や水利権・林野入会権の立証など）によって選別廃棄された痕跡がある（高槻市史史料目録第十六号参照）ことから推測される。神社に限らず学校や村役場など、村費で建築される施設には、こうした村文書の不用分が利用された可能性があるのである。

(二) 年代と筆者

江戸時代における摂津国島上郡郡家村は、本高八四八石余。万治元（一六五八）年にうち五四八石余が禁裏付旗本小田切須猶に、残る三〇〇石余が京都二条城定番旗本本間季重に分知され、それぞれ北組・南組と称した。

二十一日 十三里半六丁

丸子泊り 大文字屋林右衛門

二十六日、九里十二丁

関泊り □□□太兵衛

二十二日 十里二十四丁

掛川泊り 横須賀や久八

二十七日 十二里三十丁

草津泊り 藤屋与左衛門

二十三日 十二里 海上一里とも

新居泊り 高塚屋安兵衛

二十八日 七里半十四丁 伏見着 津の国屋吉右衛門止宿

二十四日 藤川より雨降り申し候

夜に入り雨降り申し候

今二十九日雨天、前島まで

乗船、九□□船いたし

それより高槻丹波屋四郎兵衛方にて

昼食いたし、津之江郷まで

案内いたし、七つ時分郡家へ

帰村いたし申し候、

十里半

岡崎泊り 饅頭屋儀兵衛

(六丁目の裏)

(二十五日)

桑名泊り □□□兵衛

十五里六丁、ただし海上七里□□

二十六日夜の内より雨降り□□

追分まで大雨、それ□□なる

(四丁目の裏)

(前部分破損)

何とも
役義は
御用の義は

随分相働き□□存じ奉り候、自然

御不審の筋もこれ有り候らわば、何事も御尋ね下さるべく候、御知行所有り来りの義は、何事もわざわざ案内

存じ罷り在り候間申す可く問、何分

俣七兵衛義御見捨て無く御取り立て

(五丁目の表)

願い上げ奉り候処、随分御承知

下され候て、俣義何分取り立て

申す可き間必ず必ず安心致し

申す可き旨仰せ出だされ、その上御酒

下し置かれ候、そば切りなど仰せ付けられ

御丁寧の御振り合い有難く存じ奉り候、

暮れ時旅宿へ罷り帰り申し候、

多年の心願一時に相叶い

有難く存じ奉り候、これも偏に

仏神の御加護と存じ奉り候て

有難く存じ奉り候、以上

一、十六日、雨天

朝五つ過ぎ

在所への書き付け相認め候て

六日切り島屋佐右衛門へ出す

(五丁目の裏)

十七日、雨天

常磐橋御屋敷へ御暇ごい

山田助左衛門様へ参り、御閑所

御手形並びに道中人馬

先触れ等御書き付け頂戴致し候、

その上諸書物等残らず取り揃え

差し上げ申し候、なお此の上御知行所

様子見聞次第、此の方へ

文通致すべき旨仰せ付けられ候、それより

御本屋敷池田氏へ御暇ごい

のため罷り出で候所、平川

天神の茶屋にて御料理

仰せ付けられ、御暇ごいのため

終日御馳走に預かり、暮れ時

罷り帰り候処、雨天、老足ゆえ

御かご等仰せ付けられ、暮れ六つ過ぎ

旅宿へ罷り帰り申し候、すぐさま

(六丁目の表)

泥酔いたし、寝臥致す

十八日、晴天ゆえ、俄かに四つ時より江戸発足

十八日 九里半

戸塚泊り

宿 中田屋久左衛門

十九日 十二里

箱根湯本

宿 美濃屋林右衛門

明け六つ時分より雨降り出し申し候

終日雨降り申し候

二十日、雨天 九里

原泊り

宿 亀屋伝右衛門

(二丁目の裏)

(前破損)

の初め

□□□代官役

暑さに向かい至極有難く

随分大切に存じ奉り

心得違いの義

(三丁目の表)

先非御免成し下させられ

何とぞ私存命仕り候内、一旦

御召し出し下させられ度く、

恐れ乍ら願ひ上げ奉り候、

私義、だんだん年罷り寄り、最早

七十余才に相成り候らえば、露命の

程も旦夕付き難く存じ奉り候、

前段にも申し上げ奉り候通り、先祖より

数代、無調法乍ら御役義

滞り無く相勤め候処、私父子とも

右の不幸、第一

御上えは不忠、私先祖えの

教えざる家の暇瑾、かたがた以て

歎かわしく存じ奉り候、何とぞ

御免を蒙り奉り度く、唯明け暮れ仏神え

祈誓し奉り罷り在り候、然る所

だんだん年罷り寄り、もはや老命

(三丁目の裏)

旦夕を期し難く存じ奉り候に付き

御恐れも顧み奉らず右の

御歎き申し上げ奉り度く、遥かに山川を凌ぎ

罷り下り御歎き申し上げ候、何とぞ

御慈悲を以て右願ひ御聞き届け

成し下させられ候らわば、老後の大慶

此の上無く有難く存じ奉り候、私義

老年に及び、是れのみ歎かわしく

明け暮れ悲歎仕り罷り在り候、此のまま

終命仕り候ては冥路の

障りにも相成り申すべきやと歎かわしく

存じ奉り候、わざわざ罷り下り、右の段

御内意願ひ上げ奉り置き候、何とぞ

右の段お聞き含み下し置かれ候て

宜しく御沙汰成し下され候らわば

広太の御仁恵有難く存じ奉り候、以上

(四丁目の表)

十三日、晴

石馬宗ト老方へ相尋ね候所

堺町芝居見物に参り候て

暮れ方帰る、ただし弁当代

金一步遣わし申し候

十四日、雨天

いず方えも罷り出でず、休息、

昼過ぎより柳原へ参り候、単羽織一つ買う

十五日、晴天

(以下破損)

〔読み下し文〕

(一丁目の表)

参り候て、なにかと御熟談仕り候ところ
彼れ是れ御利害ども仰せ聞かされ
その上御酒お振る舞い下され候て
暮れ方旅宿え罷り帰り申し候

三日、晴天

今日、古郷へ書状相認め、差し出す

大阪へ一通

新田へ一通

郡家村一通

右の書状相認め、枚方宿

池尻善兵衛方え差し出す

瀬戸物町島屋佐右衛門へ渡す

九つ時分より、小石川・青木様内

長谷川安右衛門殿お尋ね申し候と

□候ところ、御在宿に付き、久々にて

お目にかかり、この度罷下り候

訳お晰し、□□に相成り候義

頼み入れ候、暮れ方旅宿へ帰る

(二丁目の裏)

四日、晴

今日は終日宿にて書物相認め

いず方へも罷り出でず候

五日、晴

七つ過ぎより吉原へ見物に

罷り越し、中ノ町鶴屋と申す

茶屋にて酒一献給へ、帰りは

舟で罷り帰る

同道、越後新潟

舞原善左衛門と

申す仁

六日

今日は池田氏お出の筈に付き

相訪ね罷り在り候処、俄かにお差し支え

之れ有るに付き御出邸の旨お断りに候

昼過ぎより新道

石馬宗卜老相尋ね申し候処、

他出致され候に付き面会を得ず

(二丁目の表)

(前欠)

小田切様御役宅へ罷り出で候所

塚田嘉左衛門様病氣に付き御断り

中西専右衛門様御他出成され候に付き御断り

右、御両人様御手代・御用人

山田助左衛門様

戸村金兵衛様

御両人御地方□役、則ち家老役

御□下され候に付き

氏へ

氏へ

同断、八日切り

氏へ、一通

御会

□六日

(以下破損)



(六丁目ノ表)

泥酔いたし、寝臥致ス

十八日晴天故、江戸発足

俄二四ツ時迄

十八日 九時半

宿中田屋

戸塚泊り

久左衛門

十九日 十一里

宿ミのや

箱根湯本

久右衛門

明六ツ時分る雨降申候
終日雨降り申候

廿日雨天 九里

宿龜屋

原泊り

伝右衛門

廿二日 十三里半六丁

大文字屋

丸子泊り

林左衛門

廿二日 十里廿四丁

横須賀や

掛川泊り

久 八

廿三日 十二里 海上二里トモ

高塚屋

新居泊り

安兵衛

廿四日 藤川名雨降り

まん十屋

夜二入雨降り申候

儀兵衛

岡崎泊り

拾里半

(六丁目ノ裏)

(廿五日)

桑名泊り

□□兵衛

廿六日夜内名雨降□□□□

拾五里六丁、但し海上七里□□

追分迄大雨 夫□□□□□□□□成

廿六日九里十二丁 □□□□
関泊り 太兵衛

廿七日 十一里三十丁 藤屋
草津泊り 与左衛門

廿八日 七里半十四丁 津国屋
伏見着 吉右衛門止宿

今廿九日雨天、前嶋迄

乗船、九□□□船いたし

夫より高槻丹波や四郎兵衛方三而

昼食いたし、津ノ江郷まで

案内いたし、七ツ時分郡家へ

帰村いたし申候



(五丁目ノ表)

奉願上候処、随分御承知
 被下候、忝義何分取立
 可申間必々案内いたし
 可申旨被仰出、其上御酒
 被下置候、そは切なと被仰付
 御叮嚀之御振合難有奉存、
 暮時旅宿へ罷帰り申候、
 多年之心願一時ニ相叶ひ
 難有奉存候、是も偏ニ
 仏神之御加護と奉存候而
 難有奉存候、以上

一十六日雨天

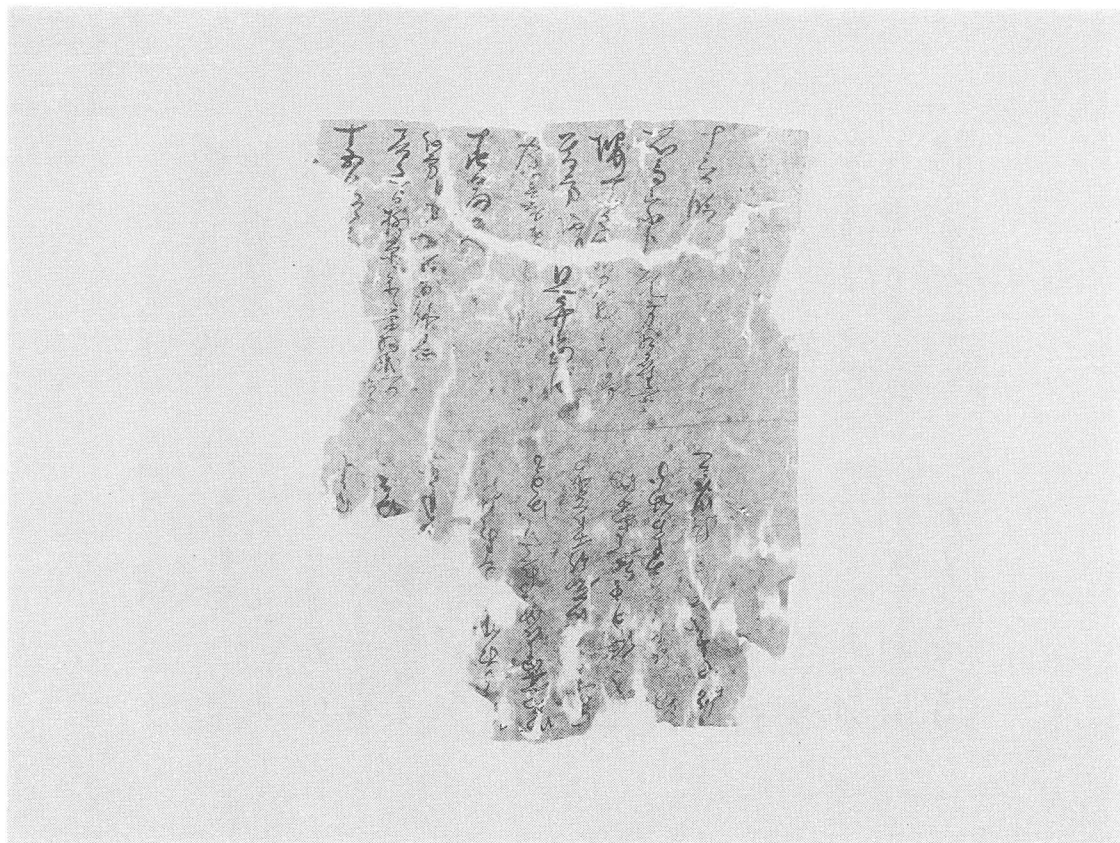
朝五ツ過

在所へ之書付相認候而

六日切島屋左右衛門へ出又

(五丁目ノ裏)

十七日雨天
 常磐橋御屋敷へ御暇乞
 山田助左衛門様へ参、御関所
 御手形(株酒)並道中人足馬
 先触等御書付頂戴致候、
 其上諸書物等不残取揃
 差上申候、尚此上御知行所
 様子見聞次第、此方へ
 文通可致旨被仰付候、夫より
 御本屋敷池田氏江御暇乞
 之ため罷出候所、平川
 天神之茶屋三御料理
 被仰付、御暇乞之ため
 終日預御馳走、暮時
 罷歸候処、雨天、老足故
 御かこ等被仰付、暮六ツ過
 旅宿へ罷歸申候、直様



(四丁目ノ表)

十三日晴

石馬宗卜老方へ相尋候所

堺町芝居見物ニ参候而

暮方帰ル、且弁当代

金老步遣し申し候

十四日雨天

何方^江も不能出、休息、

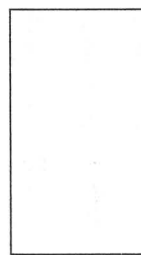
昼過方柳原へ参候、单羽織^{一ツ}買

十五日晴天

(以下破損・欠)

(四丁目ノ裏)

(前部分破損・欠)



何とも

役義ハ

御用之義ハ

随分相働□□奉存候、自然

御不審之筋も有之ハ、何事も

御尋可被下□□御知行所有来り

□□義ハ何事も、態々案内

存じ罷在候間可申間、何分

忝七兵衛義無御見捨御取立

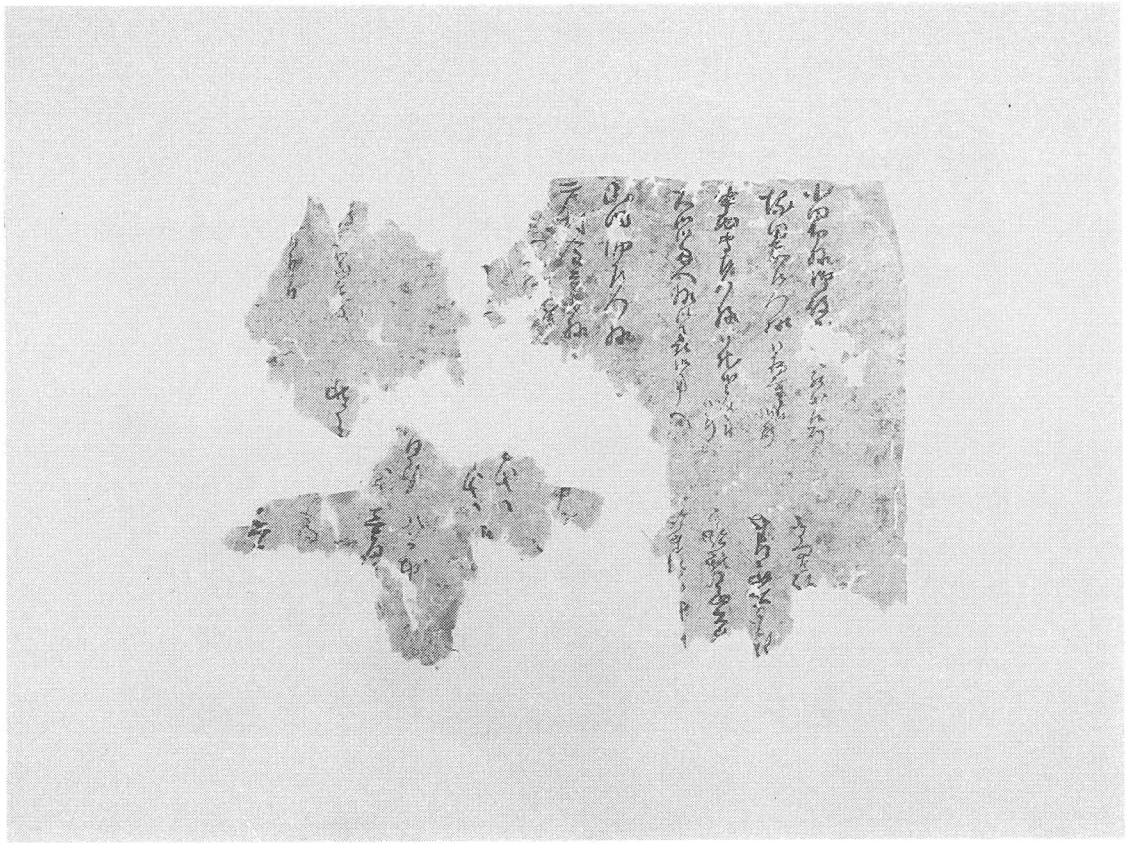
是如 仰上 御下
 何卒私存命仕候内、一旦
 御召出被為 下度、乍恐奉願上候
 私義段々年罷寄、最早
 七十餘才ニ相成候得ハ、露命之
 程も旦夕難付奉存候、
 前段(申脱カ)も奉上候通、先祖方
 数代乍無調法御役義
 無滞相動来候處、私父子共
 右之不幸、第一
 御上江ハ不忠、私先祖江之
 不教家之暇瑾、旁以
 歎ケ敷奉存候、何卒奉蒙
 御免度、唯明暮江神江
 奉祈誓罷在候、然ル所
 段々年罷寄、最早老命

(三丁目ノ表)

先非御免被為 成下
 何卒私存命仕候内、一旦
 御召出被為 下度、乍恐奉願上候
 私義段々年罷寄、最早
 七十餘才ニ相成候得ハ、露命之
 程も旦夕難付奉存候、
 前段(申脱カ)も奉上候通、先祖方
 数代乍無調法御役義
 無滞相動来候處、私父子共
 右之不幸、第一
 御上江ハ不忠、私先祖江之
 不教家之暇瑾、旁以
 歎ケ敷奉存候、何卒奉蒙
 御免度、唯明暮江神江
 奉祈誓罷在候、然ル所
 段々年罷寄、最早老命

(三丁目ノ裏)

旦夕難期奉存候ニ付
 御恐レも不奉願右之
 御歎奉申上度、遥凌山川
 罷下り御歎申上候、何卒
 以御慈悲右願御聞届
 被為 成下候ハゞ、老後之大慶
 無此上難有奉存候、私義
 及老年、是而已歎ケ敷
 明暮悲歎仕罷在候、此俣
 終命仕候而ハ冥路之
 障りニも可相成申哉と歎ケ敷
 奉存候、態々罷下り右之段
 御内意奉願上置候、何卒
 右之段御聞合被下置候、(而脱カ)
 宜敷御沙汰被成下候ハゞ
 広太之御仁惠難有奉存候、以上



(二丁目ノ表)

(前欠)

小田切様御役 □へ罷出候所

(毛力)

塚田嘉左衛門様 御病氣二付御断

中西専左衛門様 御他出被成候二付御断

右、御式 (マ) 兩人様御手代御用人

山田助左衛門様

戸村金兵衛様

御兩人御地方 □役、則家老役

御 □被下候二付

氏へ

氏へ □

□同断、八日切

氏へ、壹通

御会

□六日

(以下破損・欠)

(二丁目ノ裏)

(前破損・欠)

之初

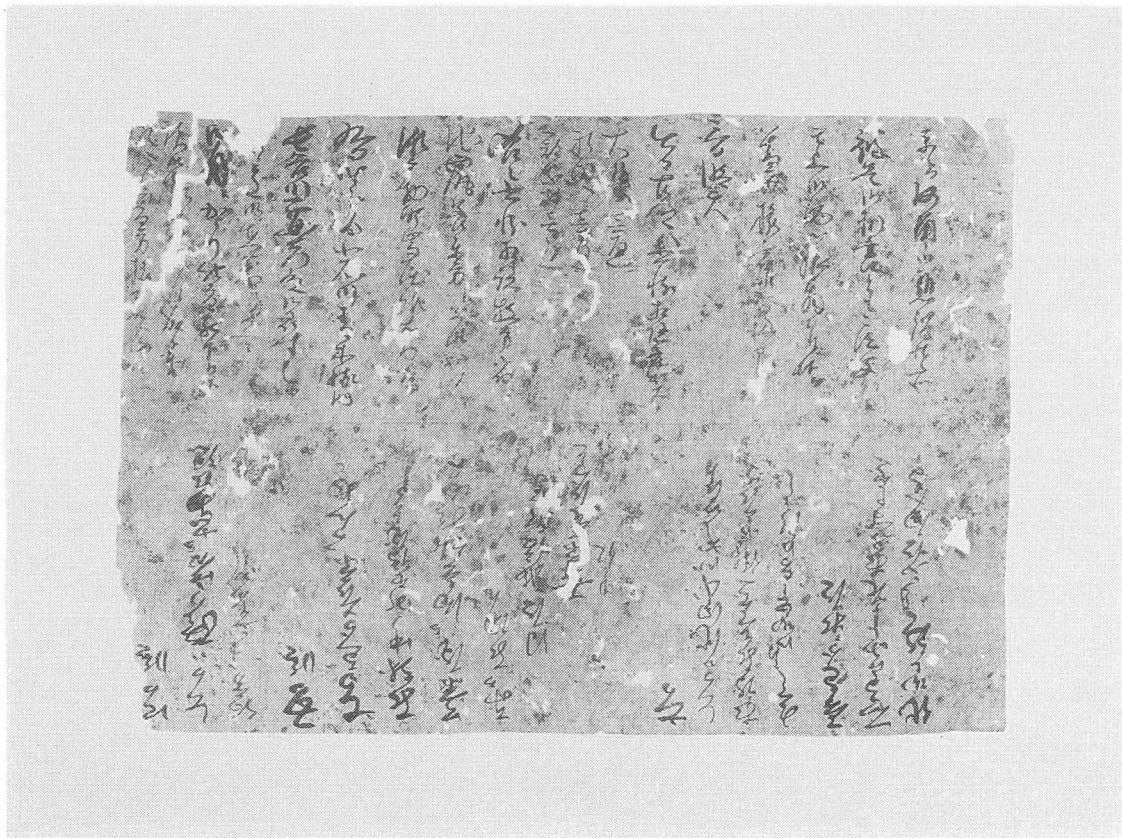
□□代官役

暑向至極難有

随分大切ニ奉存

□得違之義 (心カ)

(後欠)



(二丁目ノ表)

參候而何角御熟談仕候所
 彼是御利害とも被仰聞
 其上御酒御振舞被下候而
 暮方旅宿^江罷歸申候

三日晴天

今日、古郷へ書状相認、差出ス

大阪へ老通

新田へ老通

郡家村老通

右之書状相認、枚方宿

池尻善兵衛方^江差出ス

瀬戸物町鳶屋佐右衛門へ渡

九ツ時分、小石川青木様内

長谷川安右衛門殿御尋申候^与

□候處、御在宿ニ付、久々^ニ而

御目ニかゝり、此度罷下り候

訳御晰、□□ニ相成候義

頼入候、暮方旅宿へ帰ル

(二丁目ノ裏)

四日晴

今日ハ終日宿^ニ而書物相認

何方へも罷出候

五日晴

七つ過方吉原へ見物^ニ

罷越、中ノ町鶴屋と申

茶屋^ニ而酒老献給、帰りハ

舟^而罷歸ル

同道、越後新潟

舞原善左衛門と

申仁

六日

今日ハ池田氏御出之筈^ニ付

相訪罷在候處、俄^ニ御差支

有之^ニ付御出氏之旨御断^ニ候

昼過方新道

石馬宗卜老相尋申候處、

他出被致候^ニ付不得面会

凡 例

- 一 本史料は、郡家新町・素盞鳴尊神社（単立）の社務所修覆の際、採取されたものである。
- 一 読み本作成の基準は左のとおりである。
 - (1) 字体はできうる限り当用漢字を用い、異体字・俗字は正字に、変体かなは現行のひらかなもしくは片かなに改めたが、数字および漢字表記の助詞は残すことに努めた。
 - (2) 読点「、」、並列点「・」をつけて読み易くした。
 - (3) 破損・汚損で解読不明の箇所は、字数のわかるものは□□□で、不明のものは□
で示し、行数も不明の場合は長方形でその概要を示した。なお、おおきな部分欠損は（前欠）、（以下破損欠）などと注記した。
- 一 読み本は行を改めることをせず、読み下し文もできるだけ原本の体裁を尊重するようにしたが、文脈が二行にわたる時は、適宜改変した。
- 一 原本が折紙の綴込であったため、写真では丁の裏面が逆書になっている。読み本は正体として掲載したため、表よりも並読がしにくくなっている。原本体裁を示すことの重要性にかんがみ、ご寛恕ありたい。なお、写真の仕上がりは約二分の一である。

V
付論

郡家新町・素盞鳴尊神社文書（一）

「某江戸下り日記残闕」

富井康夫

高槻市文化財年報 平成6年度

平成8年2月29日

発行 高槻市教育委員会
高槻市立埋蔵文化財調査センター
〒569-11 高槻市南平台5丁目21番1号

印刷 株式会社 邦文社
〒533 大阪市東淀川区大桐1丁目4番9号